

西東京市公園配置計画

平成 29 年度

西東京市

はじめに

公園は、市民の皆様の健康づくり、レクリエーションや憩いの場であるとともに、災害時の避難場所ともなる根幹的なインフラ施設であると言えます。

その管理運営においては、市民協働を積極的に推進し、利用者の安全を最優先としながらも、指定管理者制度など民間活力を活用した効率的な維持管理、施設の有効活用と新たなサービスの提供による市民サービスの向上に取り組んでいくことが大切です。

このたび、西東京市第2次基本構想・基本計画、みどりの基本計画などにに基づき、みどりの保全という視点からも公園の機能や地域バランスを考慮し、財源確保の方策を検討しながら、公園の積極的な利活用と公園・緑地の充実を図るため、平成28年度に実施した公園実態調査を踏まえ、西東京市公園配置計画を策定しました。

今後は、この公園配置計画に基づき、市民の皆様と協働で「健康」応援都市における公園づくりを推進してまいります。

結びに、この公園配置計画の策定にあたり、熱心なご議論をいただいた「西東京市公園市民懇談会」の委員の皆様をはじめ、市民ワークショップ参加者の皆様、多くの貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成30年3月

西東京市長

丸山 浩一



目次

序章 公園配置計画の策定にあたって	1
序.1 計画の策定にあたって（3つの視点と方向性）	2
序.2 市のこれまでの取り組み	6
序.3 計画の基本的な考え方	17
第1章 公園配置計画の目的	19
1.1 計画の目的	20
1.2 計画の検討の体制	21
1.3 計画の検討の流れ	22
1.4 計画書の構成	23
第2章 現状と課題	25
2.1 公園の現状と課題	26
2.2 公園実態調査で分かったこと	27
2.3 現状と課題のまとめ	29
第3章 「健康」応援都市における公園づくり	31
3.1 「健康」応援都市における公園づくりの方針一覧	34
3.2 「健康」応援都市における公園づくりの内容	36
基本方針①：大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう	36
基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう	41
基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう	50
基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう	54
基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう	60
基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう	64
3.3 「健康」応援都市における公園づくりのまとめ	71

第4章	市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデア	73
4.1	小規模公園・緑地を活用したライフスタイルとは	74
4.2	小規模公園・緑地活用の方法	75
4.3	小規模公園・緑地活用のアイデア	76
4.4	実現に向けた市民のアクション	81
第5章	公園配置のビジョン	83
5.1	公園配置のビジョン	84
5.2	公園づくりで「健康」に	86
資料編		91
1	用語解説	92
2	公園配置計画策定のフロー	102
3	市民ワークショップの記録	104
4	公園市民懇談会議事録	110
5	公園配置計画策定庁内検討委員会について	129

序章 公園配置計画の策定にあたって

序章 公園配置計画の策定にあたって

序-1 計画の策定にあたって（3つの視点と方向性）

公園をめぐる背景

西東京市は、都内各市と比較すると市立公園の総面積は中位（ただし、一人あたりの公園面積は、東京多摩 26 市中 25 位）ですが、公園数が 267 箇所（平成 29 年 12 月末時点）と多く、小さな公園が分散して設置されています。地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もあるなど地域格差が課題となっています。また、人口減少・少子高齢化の進行、市民要望の多様化等により公園を取り巻く状況も様変わりしています。

他方、市の財政状況は、引き続き厳しい状況が続くものと考えられ、今後も増加が見込まれる行政需要に対応するため、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図り、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指していく必要があります。

このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、公園施設の有効活用やその充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野に入れつつ、財源確保の方策や公園の統廃合なども考慮した公園配置計画の策定が求められています。

国土交通省が平成 28 年 5 月にとりまとめた「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ）」において、次の様に示されています。

【国土交通省「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」抜粋】

●新たなステージの移行に向けて、今後の緑とオープンスペース政策が重視すべき

3つの観点

- (1) ストック効果をより高める
- (2) 民との連携を加速する
- (3) 都市公園を一層柔軟に使いこなす

●今後の緑とオープンスペース政策において、重点的に推進すべき3つの戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

- ・ 緑とオープンスペースの都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
- ・ 緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進し、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメント

- ・ 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多様な機能性を発揮すべき
- ・ 具体的には、街の魅力や価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置の促進と公園の質の向上へと還元させていく

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

- ・ 上記1.2.を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
- ・ 具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

この方針を受けて、より実現性を高めるため都市公園法等の一部を改正する法律が平成29年6月に施行されました。

その都市公園法の改正の中では、民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進するため、公募型設置管理制度（Park-PFI）の創設が盛り込まれ、

公募で選定された事業者には、収益を公園整備に還元することを条件に都市公園法の特例措置が得られることになりました。例えば設置管理許可の期間の延長や、建蔽率の緩和など、民間事業者が長期的視野での投資や経営が可能になることで、参入しやすい条件が示されています。これにより、公園管理者の財政負担が軽減されたり、利用者にとってはサービスが充実するなどのメリットが生まれます。

また、東京都においても「都立公園の多面的な利用の推進方策について」の答申において同様の内容が示されています。

3つの視点と方向性

このような公園を取り巻く時代の潮流や市の情勢を踏まえ、関連する上位計画の方針を反映し、計画の策定に向けて、前提とすべき3つの視点及び3つの方向性を整理しました(図0.1)。

＜3つの視点＞

1. 「健康」応援都市における公園づくりについて

西東京市は「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要です。

2. 公園の活用について

西東京市の公園は、公園数が多く、さらに小規模な公園が多いなど、課題も多く、市民に親しみを持って、活用される公園づくりの視点が必要です。

3. 公園整備・維持管理における財源確保について

公園における施策を行っていくためには、財源が必要です。維持管理経費の抑制やみどり基金の活用範囲も検討しながら、開発事業に伴う金銭納付、民間の活力の活用なども含め、財源確保についての視点が必要です。

＜3つの方向性＞

1. 公園の適正配置について

「健康」応援都市の実現を目指し、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など公園の様々な機能を踏まえ、地域に偏りなく適切に配置されている状態が望ましい公園の在り方です。

そのために、公園の有効活用、公園整備における財源の確保を考慮しながら、公園をどのように整備し適切に配置していくのかを検討する必要があります。

2. 地域コミュニティの醸成について

公園は行政が設置し、市民がそれを受動的に利用するだけでなく、市民が主体的に活動する公園ボランティアの活動などを踏まえ、公園を地域のコミュニティを醸成する拠点として、育成に努めることで、心身の健康の維持・増進、公園の有効活用と維持管理経費の抑制について検討する必要があります。

3. 公園ボランティアや民間の活力の活用について

公園ボランティアは、公園の維持管理や様々なイベントに取り組んでおり、さらに、平成28年度より西東京いこいの森公園を含む約50公園の管理を指定管理者の管理として新たな管理形態を導入しました。維持管理経費の抑制や「健康」応援都市における市民サービスの向上を目指し、民間活力を活用する手法や指定管理者制度も含め様々な民間活用のための取り組みについて検討していきます。

序-2 市のこれまでの取り組み

序-2-1 民間活力の活用

市では、平成 28 年度より西東京いこいの森公園（約 44,000 m²、地区公園）を拠点に、周辺の 50 公園に指定管理者制度を導入し、民間活力の活用に取り組んでいます。

民間能力を最大限に活用するために、民間の柔軟な発想・企画力を活かせる仕組みづくりを行うとともに、営利事業の実施も可能としています。また、指定管理者による市民協働事業の積極的な推進を目指し、市民協働担当を配置しています（p10 にある資料 0.1 参照）。

具体的な活動として、独自のホームページの開設による PR の推進、さまざまな独自のイベントや事業（自主事業）、協働事業を実施し、年間約 20 種類、約 3 万人にサービスを提供している。また、既存の市民活動団体との協働事業など積極的な活動・運営を行っており、市としても市民協働担当を中心にその活動をサポートしています。



パークリビングカフェの様子（自主事業）



手ぶらバーベキューサービス（自主事業）



パークヨガ（自主事業）



西東京プレーパークキャラバン
（市民団体との協働事業）



ワルナスビ（外来種）抜き取り大作戦！（市民団体との協働事業）



インラインスケート初心者教室（市民団体との協働事業）



キッズ&ジュニア走り方教室（自主事業）



ファーマーズマーケット（地元農家と連携した自主事業）



乳幼児対象の自然あそびプログラム（自主事業）



いこいの森 Dog Festa（市民団体や企業等と連携した自主事業）

西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺

1.管理業務に関する基本的事項

(1) 市立公園の管理業務を行うにあたっての基本的考え方と重視する視点

西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園（以下、「いこいの森公園等」という。）は、市民福祉の増進に寄与することを目的に設置された公共施設です。私たちは、「いこいの森公園等」を、西東京市のみどりの将来像である『みどりに包まれたまち「西東京」』を実現するまちづくりの拠点として位置づけ、各公園の特性を最大限に活かした協働型のパークマネジメントを実践することで、地域に愛され、市民の暮らしの質を高める公園づくりを進めます。また、指定管理者の基本的役割として法令を遵守し、公園利用の公平平等を確保し、西東京市第二次基本構想など、上位計画等との整合をはかりつつ、安全で快適、市民ニーズに沿った公園づくりを実現します。

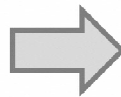


【基本的考え方】 地域の拠点として愛され、 市民協働で育まれる公園づくり



私たちは、「いこいの森公園等」の管理運営を通して、西東京市が抱えるまちづくりの課題の克服に寄与し、理想のまちづくりを実現するために、次に示す5つの視点を重視します。

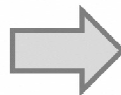
・都市開発によりみどりが年々減少する傾向にある



みどりの保全

- ・貴重なみどりの保全、育成、継承
- ・生物多様性の確保と継承

・自治会、町内会などの地縁組織やその活動が衰退傾向にある
・共助の機能やしきみの弱体化
・地域が抱える課題の多様化（地域福祉の推進、子供の見守り等）
・さらなるNPOや市民団体による活動が求められる



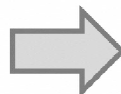
地域コミュニティの再構築

- ・公園ボランティアの育成
- ・市民協働に関する相談業務の充実
- ・コミュニティーガーデン事業の推進

市民協働によるまちづくり

- ・公園を拠点に市民参加の機会を提供

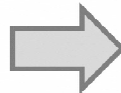
・公助だけではない防災対策の推進



防災対策の推進

- ・地域ぐるみで自助や共助による防災対策の推進

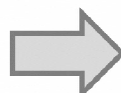
・高齢化率が平成35年に25.4%に達する予測
・14歳以下の年少人口が平成35年には14%減



少子高齢化への対応

- ・誰もが安心して暮らせる環境の整備
- ・子ども、高齢者に手厚い運営

・生産活動の落ち込みによる生活や雇用への影響
・市内の魅力的資源の活用



地域経済の活性化、まちの魅力向上

- ・地域経済の活性化への寄与
- ・市内の価値（ひと・もの）の市内外への積極的なアピール

刃の市立公園）指定管理者 事業計画書 概要版

(2) 貴団体のノウハウを活用した業務展開

私たちは、安定した公園管理と社会的・地域的ニーズに柔軟に対応できるコンソーシアムです。基本的考え方を実現するために、各構成員の持つ専門性を活かすとともに、コンソーシアムのメリットが最大限発揮できるよう、実績豊富な代表企業がトータルコーディネートします。

代表団体：西武造園(株)

- トータルマネジメントによる高品質な管理運営
- グループの地盤力とネットワーク

地元に根ざした、
機動力のあるコンソーシアム

構成団体：

NPO法人 NPO birth

- 生物多様性の向上
- 環境学習
- 地域連携推進
- ボランティア支援

構成団体：

(株)尾林造園

- 植栽管理
- 地元ネットワーク
- 緊急時対応

2. 管理業務に関する事業計画

(1) 公園の運営管理・維持管理についての基本方針

私たちは、先に示した「いこいの森公園等」の管理業務の基本的な考え方である「地域の拠点として愛され、市民協働で育まれる公園づくり」を基軸に、それぞれの公園の立地特性と公園に期待される多様な機能と役割を踏まえ、次に掲げる基本方針のもとに公園の運営管理・維持管理を実施します。

1. 安全・安心を第一にする公園管理
2. 効果的・効率的な維持管理
3. 市民や地域と共に育てる公園管理
4. 市民の立場にたち、市民満足度を向上させる公園管理
5. 公園の潜在能力をフル活用した魅力ある公園管理

西東京市立公園（西東京いこいの森公園及び周辺）

(2) 事故及び自然災害の被害等を未然に防ぐための安全対策、発生時の対応

- 危機管理体制・利用者の安全対策への取組み
- 事故の未然防止と安全対策
- 事故発生時の対応
- 自然災害の未然防止と安全対策
- 自然災害発生時の対応
- 地震・気象災害等への対応
- 感染症の未然防止と安全対策
- 感染症発生時の対応



(3) 利用者、近隣住民の苦情対応等及び要望の把握方法と業務への反映方法

- 基本的考え方
 - ① 相手の意見をよく聞き事実を確認する
 - ② よく話し合う
 - ③ 公園の運営に反映する
- 利用者要望の反映と仕組み

(4) 維持管理を適切に行うための具体的な取組と管理計画

(5) 遊具や植栽地管理、公園施設（電気設備その他設備の保守管理も含む）の維持管理、補修及び施設改良要望に対する具体的な取組内容

- 遊具
 - ・ 徹底した日常点検による不備・不良の早期発見
- 植栽地管理
 - 効率的・効果的なメリハリのある維持管理の実施
 - ・ 自然樹形を基本とした、安全・安心な樹木管理
 - ・ 効率的・柔軟な維持管理
 - ・ 花による見どころづくり
 - ① ハンカチの木プロジェクト
 - ② 西東京市の花の開花リレー
 - ・ 生物多様性を踏まえた適切な維持管理
- 公園施設
 - ・ 関係法令規程に基づく維持管理
 - ・ 施設の長寿命化
- 補修及び施設改良要望への取組み



(6) 市民サービスの向上の具体的な取組

- 多様なサービスの提供と利用者満足度の向上への取組み
- 重点的な清掃の実施
- 子育て応援サービス
- 自動販売機の増設
- 開かれた管理センター
- 便利グッズの貸出しサービス
- 有料駐車場のサービス向上



(7) 公園の魅力向上と利用促進を図るための自主事業等の基本方針

- 多様な市民ニーズと市の掲げる企画事業ポリシー（利便性の向上、協働の推進、みどりの保全意識の向上、健康づくり）に基づく自主事業の積極的な展開

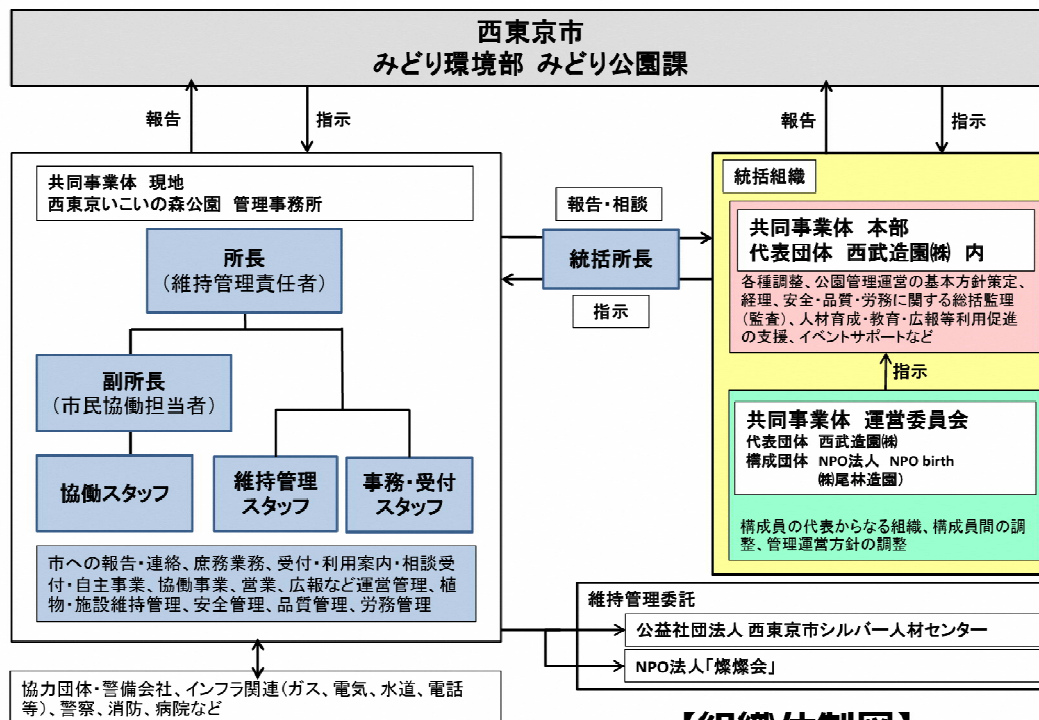
2の市立公園) 指定管理者 事業計画書 概要版

(8) 市民協働の推進への具体的な取組

- ボランティアのスキルアップ機会の創出
- 公園管理協力会員、市のボランティア養成活動との連携
- コミュニティガーデン事業の推進

3. 人員配置計画等

(1) 人員配置の基本的な考え方、管理水準の確保と役割分担及び連絡体制



【組織体制図】

(2) 適切な管理業務を行うための人材の確保と職員の技術・能力向上への取組

- 時代の変化に対応した公園管理を柔軟に進めていく人材の確保
- 資格・実績を兼ね備えた人材の確保
- 特定非営利活動法人「燦燦会」、西東京市シルバー人材センター、市内事業者の活用

(3) 責任者及び市民協働担当者の経歴

- 責任者
- 市民協働担当者

(4) 収支計画の基本的な考え方

- 自主事業収入での収益の増加と、利益の一部の還元
- 管理経費削減の推進と、外部委託費の抑制

(5) 団体の概要

(6) 各団体の役割分担の概要

(7) 団体の財務状況の概況

序-2-2 市民協働の取り組み

市では、これまでに市民協働の取り組みを積極的に推進してきました。計画の策定においても、これまでの成果を基に取り組んでいます。主なものを以下の①～⑧に挙げます。

① 自立した公園ボランティア組織の育成

みどり公園課内に市民協働担当職員を配置し、自立した公園ボランティア組織の育成に取り組んでいます。現状の公園管理協力会員は約 900 人です（平成 29 年 12 月現在・表 2.1）。

② 官民が連携した市民協働の推進

市民協働推進型指定管理者制度を導入しています。指定管理者内に配置されている市民協働担当とみどり公園課職員である市民協働担当が連携し、市民協働を推進しています。

③ 西原自然公園の取り組み

西原自然公園（約 20,000 m² 都市緑地）では、雑木林の若返り事業の推進、樹木の更新等を行っています。また、公園ボランティアが主体となりイベントの実施や樹木の更新等を行っています。

④ 花いっぱい運動及び市民主体の公園づくり

- ・公園ボランティアによる公園花壇の維持管理
- ・公園ボランティア養成講座（コミュニティーガーデナー養成講座）を公園ボランティアと連携して実施
- ・市民主体のオープンガーデン
- ・コミュニティーガーデンガイドマップの作成
- ・小規模緑地、公園におけるコミュニティーガーデン事業の推進

【事例】 保谷町ローズガーデン（約 280 m²）

開発事業に伴い整備された提供公園を活用したバラ中心の小園。市民がデザインを行い、バラを植栽しました。市民主体で公園の維持管理を行っています。



⑤ みどりの散策マップの作成

市内のみどりの再発見を目的に、市民主体でみどりの散策マップを作成しました。また、散策マップを活用し、市民協働によるみどりの散策路めぐりを実施しています（年4回開催し、各回50～60名の市民が参加）。

⑥ 公園整備における市民協働の取り組み

ひばりが丘さくらの道公園において、設計段階から市民懇談会やワークショップを行いながら、市民協働で整備内容を検討しました。

⑦ 「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を市内のボランティア団体が連続受賞

- ・第25回 西原自然公園を育成する会
- ・第26回 西東京自然を見つめる会
- ・第27回 NPO法人西東京花の会

⑧ 公園実態調査の実施

平成28年度に実施した公園実態調査（以下「公園実態調査」という。）は、市民ワークショップを通して、参加者とともに市内の49公園を対象に実施しました。その内容は序-2-3に示しています。また、調査結果は第2章に示しています。

表 0.1 公園管理協力会員一覧

No.	地 域	公 園 名	ボランティア団体名等
1	泉町	泉町上宿公園	いずみ年輪クラブ
2	泉町	泉町きつつき公園	いずみ年輪クラブ、西東京花の会
3	泉町	泉町第一児童遊園	いずみ年輪クラブ、西東京花の会
4	泉町	泉町第三公園	いずみ年輪クラブ
5	泉町	泉町第二児童遊園	いずみ年輪クラブ
6	北原町	北原一丁目第 1 緑地	個人
7	北原町	北原三丁目第 1 公園	個人
8	北原町	北原第一公園	個人
9	北町	北宮ノ脇公園	北町フレンド会
10	北町	青嵐台公園	西東京花の会
11	北町	北町坊が谷戸公園	西東京花の会
12	北町	北町五丁目児童遊園	個人
13	栄町	南入公園	西東京花の会
14	芝久保町	けやき台公園	けやき台自治会、西東京花の会
15	芝久保町	芝久保第一公園	西東京花の会、個人
16	下保谷	あらやしき公園	ふれあいクリーン広場、花梨グループ、西東京花の会、荒屋敷自治会、個人
17	下保谷	下保谷三丁目もみじ緑地	西東京花の会
18	下保谷	下保谷森林公園	ラジオ体操会連盟
19	下保谷	下保谷第一公園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
20	下保谷	下保谷第四児童遊園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
21	下保谷	下保谷四丁目 特別緑地保全地区	野草に親しむ会、わかたけ、ふれあい広場、高橋家屋敷林保存会、民謡唄〇会
22	下保谷	下保谷第二ポケットパーク	西東京花の会
23	新町	さざんか公園	個人
24	新町	おおぞら公園	個人
25	住吉町	住吉町第三公園	西東京花の会
26	田無町	田無四丁目第1公園	西東京花の会
27	田無町	田無四丁目第2公園	西東京花の会
28	田無町	田無四丁目第 3 公園	そよかぜ会、西東京花の会
29	西原町	西原自然公園	西原自然公園を育成する会
30	西原町	西原五丁目第 2 公園	西東京花の会
31	西原町	西原三丁目第 1 公園	個人
32	東町	東町第一児童遊園	MCC（松ノ木クリーンクラブ）
33	東町	文理台公園	ラジオ体操会連盟、東町長交會、くさのね、西東京花の会
34	東町	けやき台児童遊園	西東京花の会
35	東伏見	下野谷遺跡公園	個人
36	東伏見	東伏見緑道公園	西東京花の会
37	ひばりが丘	はなみずき公園	西東京花の会

表 2.1 公園管理協会員一覧

No.	地 域	公 園 名	ボランティア団体名等
38	ひばりが丘北	ひばりが丘北わんぱく公園	西東京花の会
39	ひばりが丘	ひばりが丘三丁目けやき公園	個人
40	ひばりが丘	ひばりが丘西けやき公園	個人
41	富士町	富士町二丁目児童遊園	西東京花の会
42	富士町	さくら公園	西東京花の会
43	保谷町	えのき児童遊園	
44	保谷町	さくら児童遊園	さくらグループ、
45	保谷町	保谷第二公園	西東京花の会
46	保谷町	保谷町ローズガーデン	西東京花の会
47	保谷町	保谷第三児童遊園（北）	おかし工房マープル
48	緑町	西東京いこいの森公園	西東京いこいの森公園を育てる会、西東京木の子会、いこいの森体操会、環境サポーターはちどりの会、たなし郵便局・夫人会、西東京花の会、個人
49	緑町	緑町一丁目第 1 公園	個人
50	南町	南町一丁目第 1 公園	自治会ハローこんにちは会
51	南町	南町六丁目第1公園	個人
52	向台町	田無市民公園	西東京花の会、個人
53	向台町	向台公園	個人
54	向台町	向台三丁目第 1 公園	けやき並木会
55	向台町	向台三丁目第 1 緑地	個人
56	向台町	向台三丁目第 4 公園	個人
57	向台町	向台二丁目第 3 公園	個人
58	向台町	向台四丁目第 2 公園	個人
59	向台町	向台植物公園	
60	向台町	向台第四児童遊園	すみれ会
61	向台町	向台六丁目第2公園	すみれ会
62	向台町	向台第二公園	西東京花の会
63	柳沢	ひょうたん島公園	西東京花の会、個人
64	柳沢	むくのき公園	公園ボランティア「むっく」
65	柳沢	柳沢第四公園	すみれの会
66	柳沢	柳沢第一児童遊園	西東京花の会
67	谷戸町	谷戸イチョウ公園	個人
68	谷戸町	谷戸せせらぎ公園	グリーンエコネットワーク、たなし郵便局・夫人会、西東京花の会、個人
69	谷戸町	谷戸第一児童遊園	谷戸野草会
70	谷戸町	谷戸二丁目第 1 公園	個人
71	谷戸町	谷戸二丁目第 2 公園	個人

序-2-3 公園実態調査の実施

計画の策定にあたり、市の公園の実態を把握するために、公園実態調査を実施しました。市は市民協働の公園づくり及び公園運営を推進しており、公園実態調査においても市民協働で行いました。

市民協働の場づくりとして、市民ワークショップを開催し、公園づくりの活動をしている団体及び個人や公園づくりに関心がある市民に参加してもらいました。この市民ワークショップでは、参加者である市民が、公園づくりの知識を学びながら実際に公園の現地調査を行うことを通して、市の公園の現状について実感として把握しました（図0.2）。

このような市民協働の調査のプロセスを経ることで、計画策定の際には、市民自身が調査を通して得た知識を最大限に活用しながら、地域の生活に沿ったより良い公園づくりに向けた計画づくりに参加できると考えています。



市民ワークショップ（平成 28 年度）



参加者による現地調査（平成 28 年度）

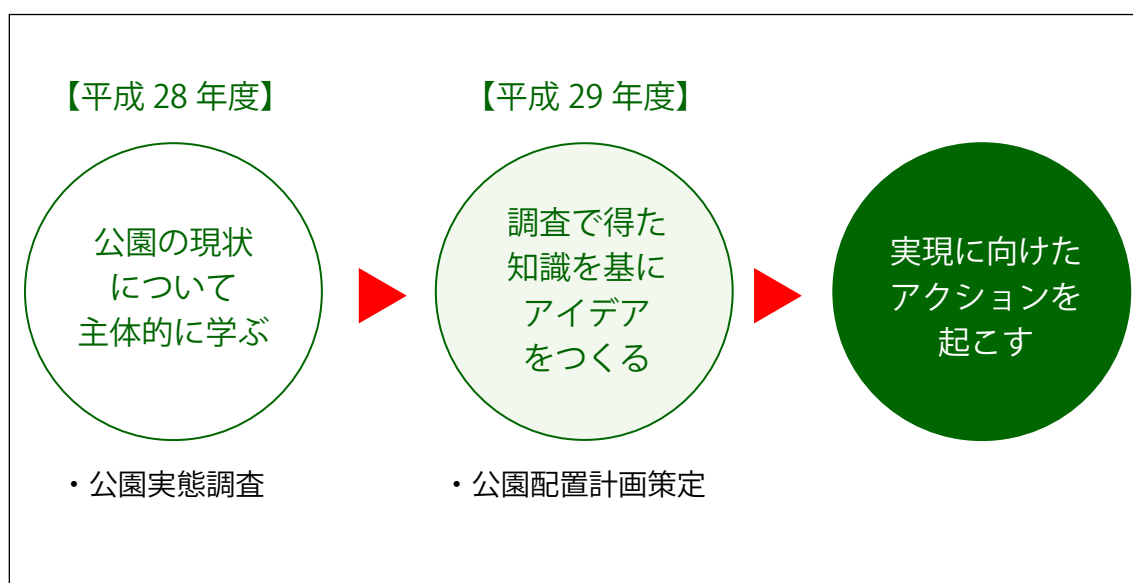


図 0.2 各年度における市民協働のテーマ

序-3 計画の基本的な考え方

計画の位置づけや目標年次など、前提となる要件を整理し策定しています。

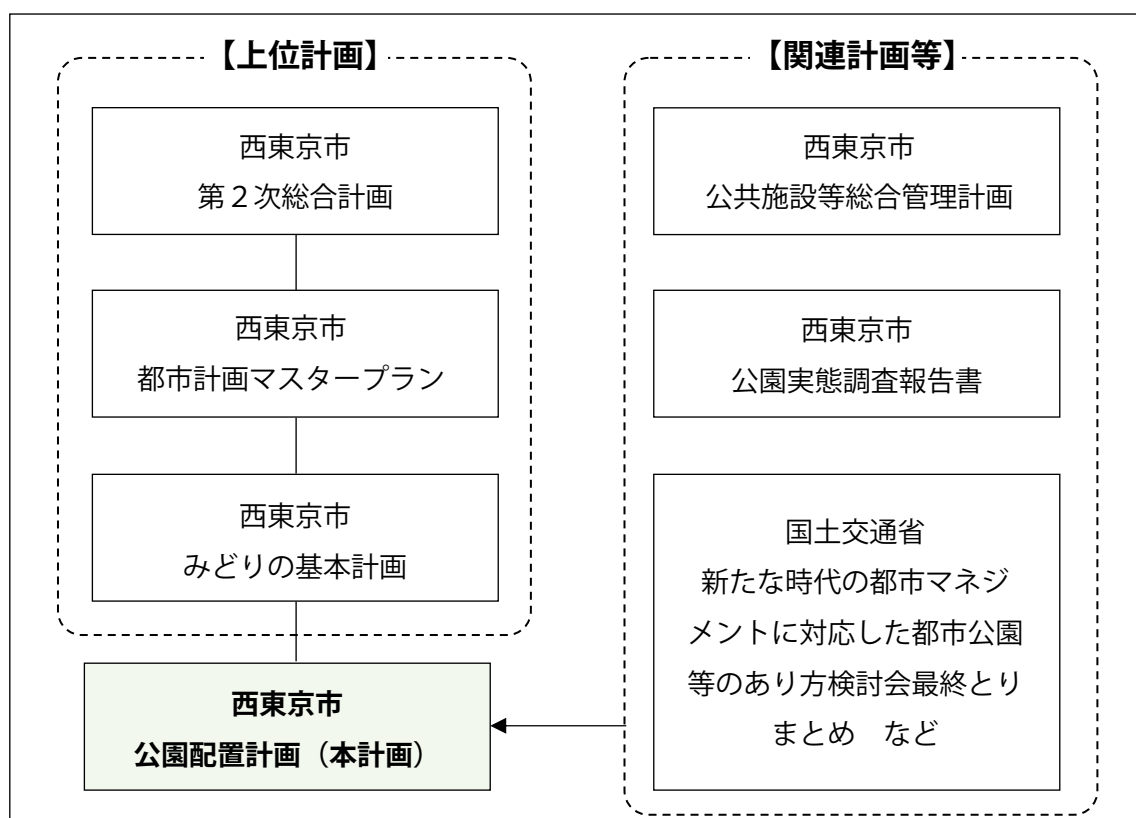
序-3-1 公園配置計画とは

市の公園の現状や課題及び多様化する市民要望を踏まえ、既設公園の有効活用、公園が少ないエリアでの新設公園の整備、老朽化した公園施設のリニューアルなど、バランスのとれた公園の配置と整備等について、財源確保の方策に焦点をあてつつ基本的な考え方と施策の方向性を示すものです。

序-3-2 公園配置計画の位置づけ

計画は、上位計画にあたる「西東京市第2次総合計画」、「西東京市みどりの基本計画」等や、昨年度に作成した「西東京市公園実態調査報告書」の内容及び他の関連計画等との整合を図りつつ、公園施設の有効活用、新設公園の整備、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備、財源の確保等について、基本的な考え方と施策の方向性を示すものです（図0.3）。

公園配置に関連した具体的な事業を進める際には、計画に定めた基本的方向に整合するように進めることとなります。



序-3-3 計画において使用する用語について

公園について、面積ごとに以下のように整理しました。

名称	面積条件
大きな公園	面積 7,000 m ² 以上の都市公園
比較的大きな公園	面積 500 m ² 以上 7,000 m ² 未満の公園
比較的小さな公園	面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満の公園
小規模公園	面積 300 m ² 未満の公園
小規模緑地	面積 100 m ² 未満の市が公園として管理している緑地（提供緑地等）

※計画の対象となる公園、緑地とは、西東京市公園条例第3条に基づき公告した施設。

参考 都市公園 50 公園・都市公園以外 217 公園

（内訳：100 公園+36 児童遊園+69 緑地+4 広場+6 ポケットパーク+2 その他 合計 217）

序-3-4 計画の目標年次

計画に示した内容の目標年次は、最上位計画である西東京市第2次総合計画の目標年次である平成35（2023）年度までとします。ただし、計画は基本的な考え方と施策の方向性を示すものであることから、長期にわたって受け継いでいくものとします。

なお、目標年次である平成35年度経過後に、その成果を公表することとします。

序-3-5 計画の見直しについて

計画は、総合計画、都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画を上位計画としており、これらの上位計画または関連計画と整合を図りながら計画の見直しを行います。その際には、市民協働の手法を継承し検討を進めていきます。

（注）平成35年度：新元号が確定するまでの間、「平成」を使用した。

第 1 章 公園配置計画の目的

第1章 公園配置計画の目的

1-1 計画の目的

市は、都内各市と比較して、市立公園の総面積は中位ですが、公園数は267（平成29年12月現在）と多く、小さな公園が分散しています。また、地域によって公園が充実している地区と公園が少ない地区もあるなど地域格差が課題となっています。さらに少子高齢化、市民ニーズの多様化による公園を取り巻く状況も変化しています。

このような状況や多様化する市民要望を踏まえ、第2次総合計画に基づき、公園施設の有効活用、公園の充実、公園施設のリニューアルやバランスのとれた公園配置と公園整備を視野にいれる一方、財源確保の方策を考慮しながら検討していくため計画を策定します。

「健康」応援都市が取り組む公園づくり

計画は、市が進める「健康」応援都市の実現を目指して、市民の生活をさらに豊かで健康なものにするための公園づくりや適正な配置等の実現を目的とします。それにより、将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるための、市民一人ひとりのこころやからだの健康やまち全体の健康の達成を目指します。

また、計画の策定や実施を市民協働で推進することで、公園づくりに参加する市民を増やし、運動やつながり、生きがいづくりの機会を創出するなど、公園を拠点とした地域コミュニティ形成や健康づくりの促進を目指します。

市民協働の計画策定を目指して

公園実態調査では、調査への参加を通して、市民に市の公園の現状や課題について実感してもらいました。計画では、調査を通してさらなる公園づくりの知識や経験を得た市民とともに、市の公園を取り巻く様々な課題を解決し、地域の生活実感を伴う持続可能な計画の策定を目指します。

ここがポイント

- ・「健康」応援都市として、公園を拠点に、市民の生活をさらに豊かで健康なものにするための計画づくり
- ・市民協働で計画の策定や実施を推進することで、公園づくりに関わる社会参加の機会を創出する

1-2 計画の検討の体制

市民協働の場として、市民ワークショップを開催し、公園づくりの活動をしている団体及び個人や公園づくりに関心がある市民とともに検討しました。また、有識者、公園ボランティア及び公募市民を委員とする公園市民懇談会を開催し、より広義な内容についても市民とともに検討しました。

また、組織を横断した公園配置計画策定庁内検討委員会を立ち上げ、施策等を検討することで、より実現性の高い計画を目指しました。

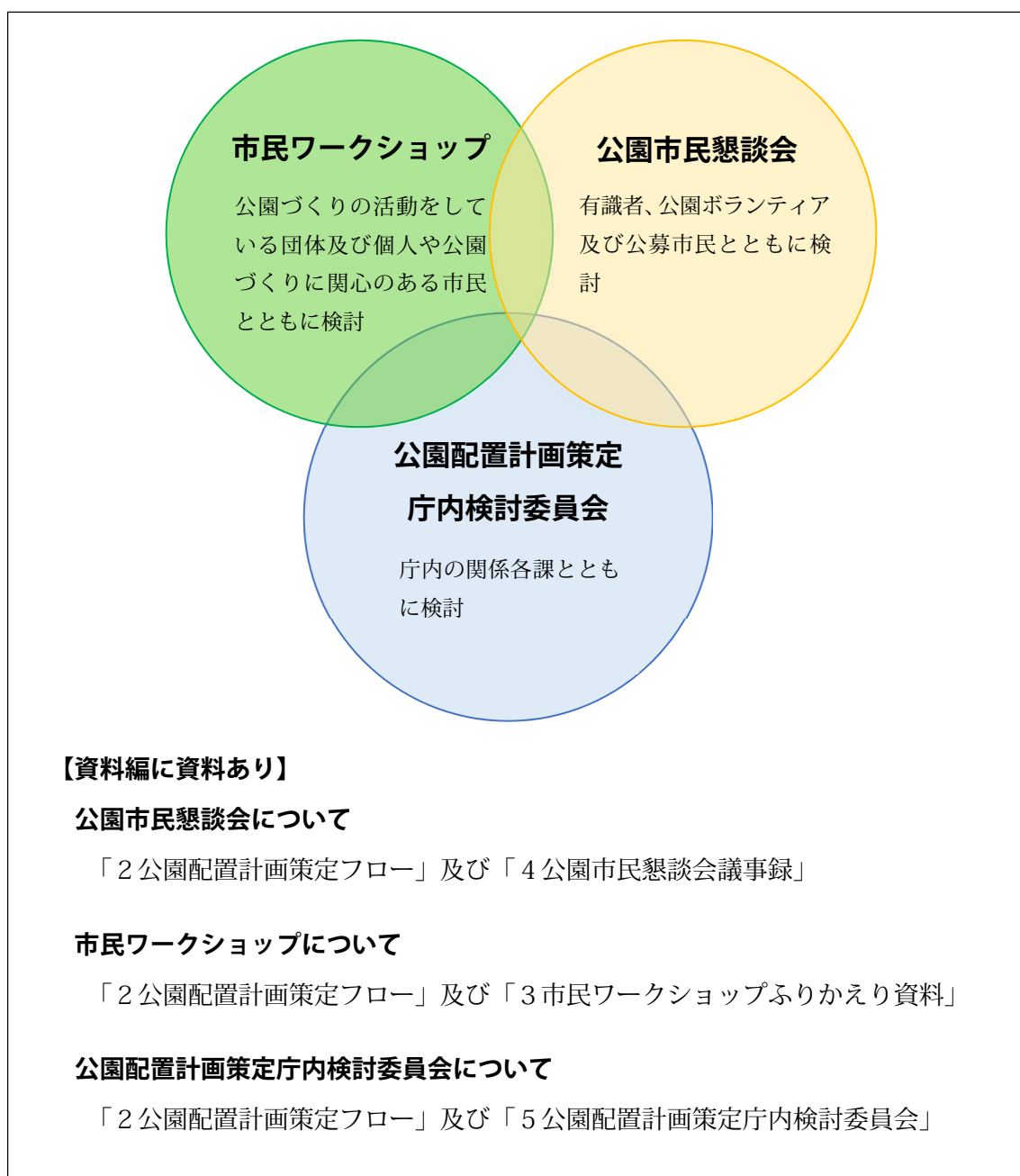


図 1.1 検討の体制

1-3 計画の検討の流れ

計画では、全2回の市民ワークショップ及び全5回の公園市民懇談会を主体に、市民協働で検討しました（図1.2）。有識者、公園ボランティア及び公募市民を委員とする公園市民懇談会では、市民ワークショップで協議した内容の実現に向けて検討するとともに、より広義な内容についても議論を深めました。また、計画案がまとまった段階において、市のホームページより市民の方々の意見をお聞きするためパブリックコメントを実施し、頂いた意見について検討しました。

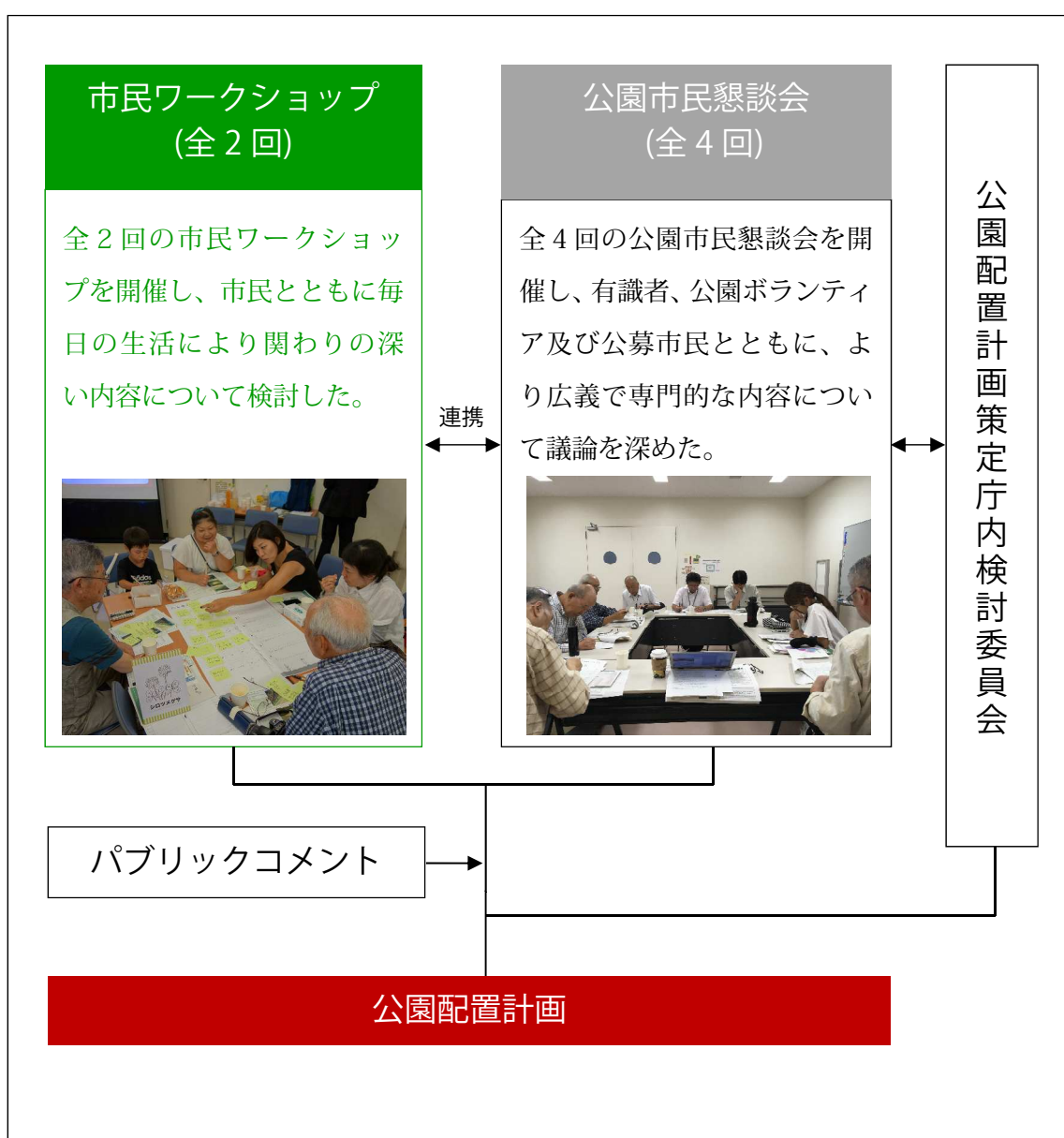


図1.2 検討の流れ

1-4 計画書の構成

序章では、計画の策定にあたる背景や考え方について、第1章では、計画の目的について示します。第2章では、公園実態調査を踏まえた現状と課題について整理します。第3章では、「健康」応援都市における公園づくりについて計画の具体的な内容を示します。第4章では、市民ワークショップで出た意見を踏まえながら、前章の内容のうち、市民協働による小規模公園の活用の方法やアイデアについて具体的に示します。第5章では、今後のビジョンとして具体的な公園の配置の考え方やこれからの公園の利用の推進についてまとめます（図1.3）。

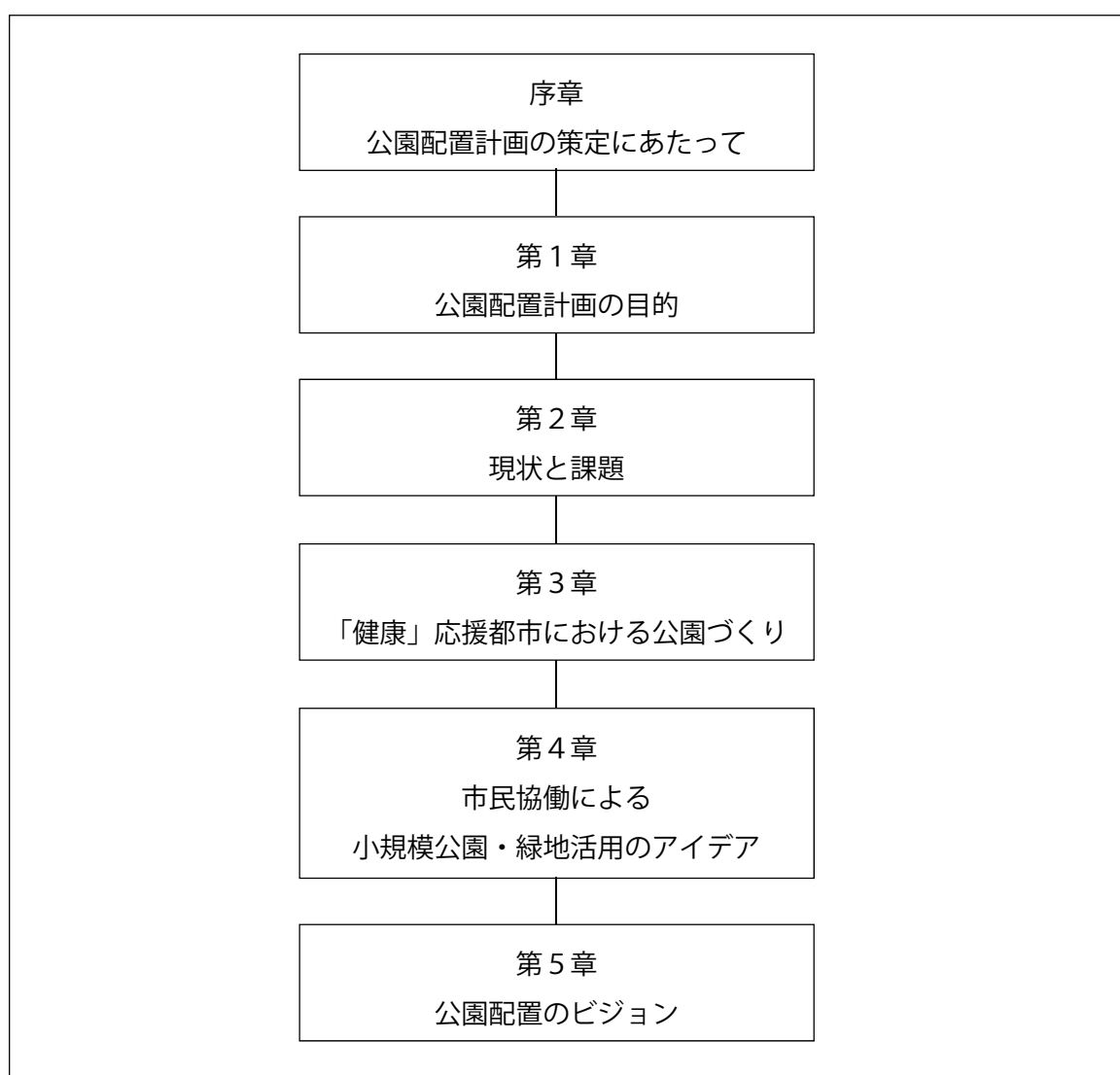


図 1.3 計画書の構成

第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

2-1 公園の現状と課題

市は、面積 15.75 km²、人口約 20 万人、高齢化率約 23%です。土地利用としては、土地全体の約 82%を宅地が占め、人口密度は 12,000 人/km²を超えています(図 2.1)。

公園緑地数は 267 箇所あるものの、小規模公園や緑地が分散して配置されているために、地域によって偏りのある公園配置となっていることが課題として挙げられます。公園一箇所あたりの面積を見てみると、200～300 m²の公園数が最も多く、全体としても 300 m²未満の公園が多いことが分かります(図 2.2)。

また、開発に伴う小規模公園や緑地は増え続けており、維持管理費、公園施設の老朽化及び公園整備に関係する財源確保が今後さらに厳しくなっていくものと考えられます。

また、序章で述べたように、市では平成 28 年度より公園の管理運営について民間活力を活用する取組として指定管理者制度を導入しました。これにより、公園の利用の拡大、活性化が期待されるところです。

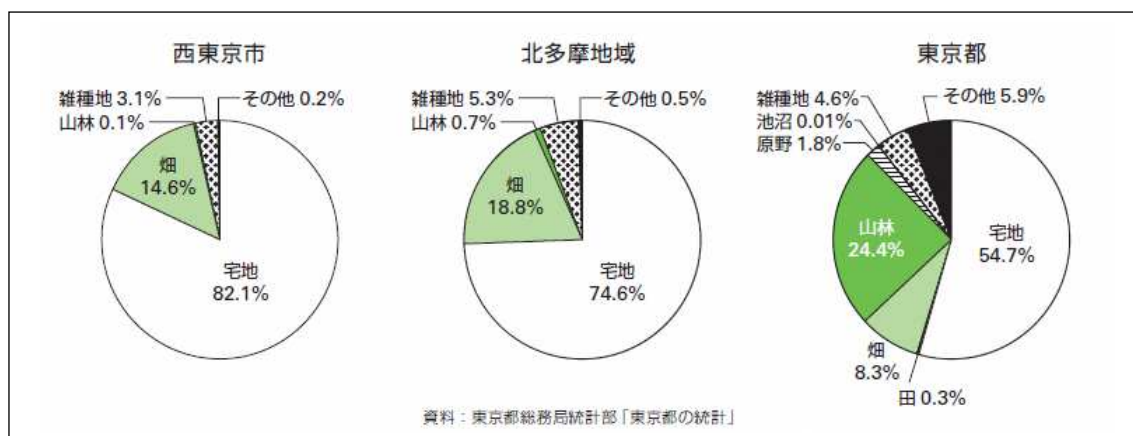


図 2.1 土地利用

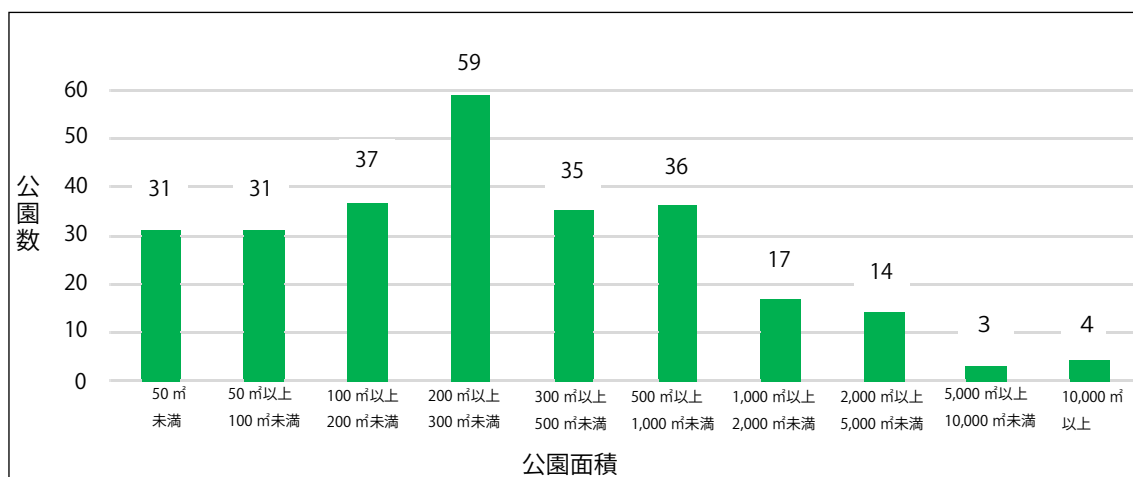


図 2.2 面積ごとの公園数(平成 29 年 12 月現在)

2-2 公園実態調査で分かったこと

公園の面積と利用の関係

公園実態調査から分かった主な内容では、公園の利用の有無について、全 49 の調査対象公園のうち、利用がみられた公園は 37%(18 公園)、利用がみられなかった公園は 63%(31 公園)でした(図 2.3)。

また、公園の利用の有無を面積別に整理すると、500 m²以上の比較的大きな公園及び大きな公園については多くの公園で利用がみられ、300 m²未満の小規模公園や緑地については多くの公園に利用がみられませんでした(表 2.1)。

利用のある公園の配置距離

調査の結果、利用がみられた公園を中心に半径 500mの円を描くと、調査対象エリアのほぼ全域がカバーされることが分かりました(図 2.4)。このことから、調査対象エリアにおいては、利用のみられる公園の配置距離は 500m(徒歩で約 10 分、自転車で約 3 分の距離)であることが分かりました。このような市民の公園の活用における現状把握は、適正な公園配置や規模について検討を行う際に重要です。



利用がみられなかった小規模緑地の例
(東町二丁目第1緑地)



利用がみられた比較的大きな公園の例
(ひばりが丘公園)

ここがポイント

- ・ 小規模公園や緑地の多くは利用がみられなかった
- ・ 比較的大きな公園及び大きな公園の多くは利用がみられた
- ・ 利用がみられた公園の配置距離は 500mであった

表 2.1 公園利用と公園面積の関係（単位：公園数）

	公園の利用		計
	あり	なし	
100 m ² 未満	1	12	13
100～300 m ² 未満	1	13	14
300～500 m ² 未満	4	3	7
500 m ² 以上	12	3	15
計	18	31	49

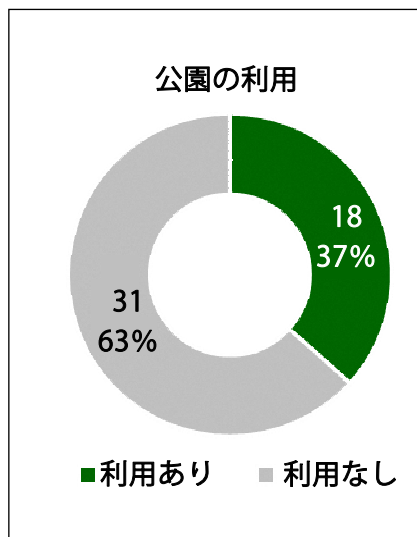


図 2.3 公園の利用の有無（単位：公園数）

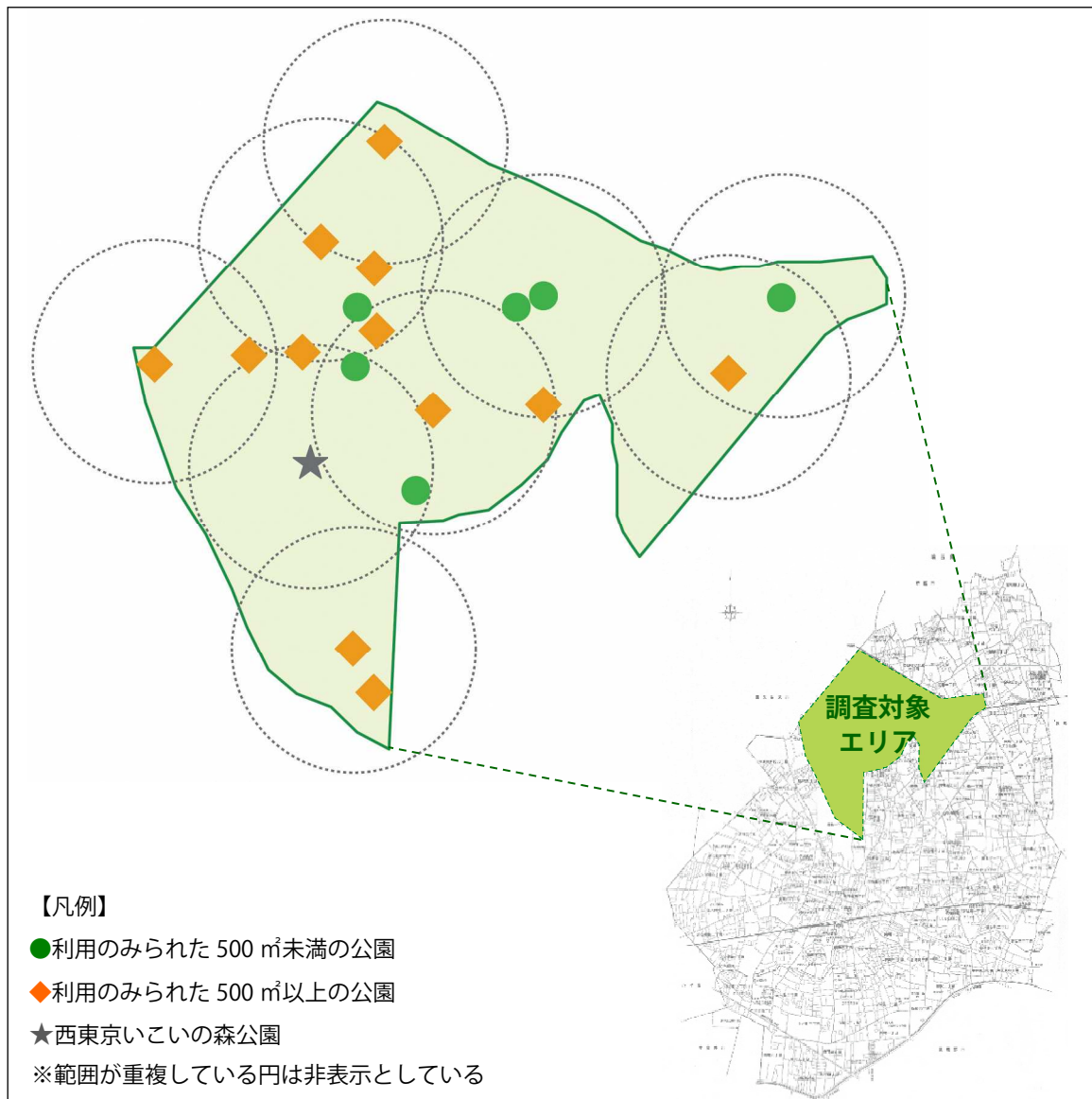


図 2.4 利用がみられた公園のプロット

2-3 現状と課題のまとめ

本章では、市の公園の現状と課題についてまとめました。公園の現状に関しては、公園数が267箇所と多く、さらに300㎡未満の小さなものが多いことが分かりました。これらは、その多くが宅地開発等（以下「開発」という。）に伴う提供公園や緑地であることに起因しています。また、開発に伴う提供公園や緑地の数は年々増え続けており、公園の維持管理費や老朽化した施設のリニューアルの財源の確保も課題となっています。

また、平成28年度より導入した指定管理者制度においては、指定管理者によるイベントなどの自主事業等の開催により公園利用の拡大と活性化が進行しています。

公園実態調査では、比較的大きな公園及び大きな公園について多くの利用がみられ、小規模公園や緑地については多くの公園に利用がみられなかったことが分かりました。

また、利用が多くみられた公園の配置の間隔は500mであったことも分かりました。

これらの現状と課題を踏まえ、その解決策となる計画とする必要があります。

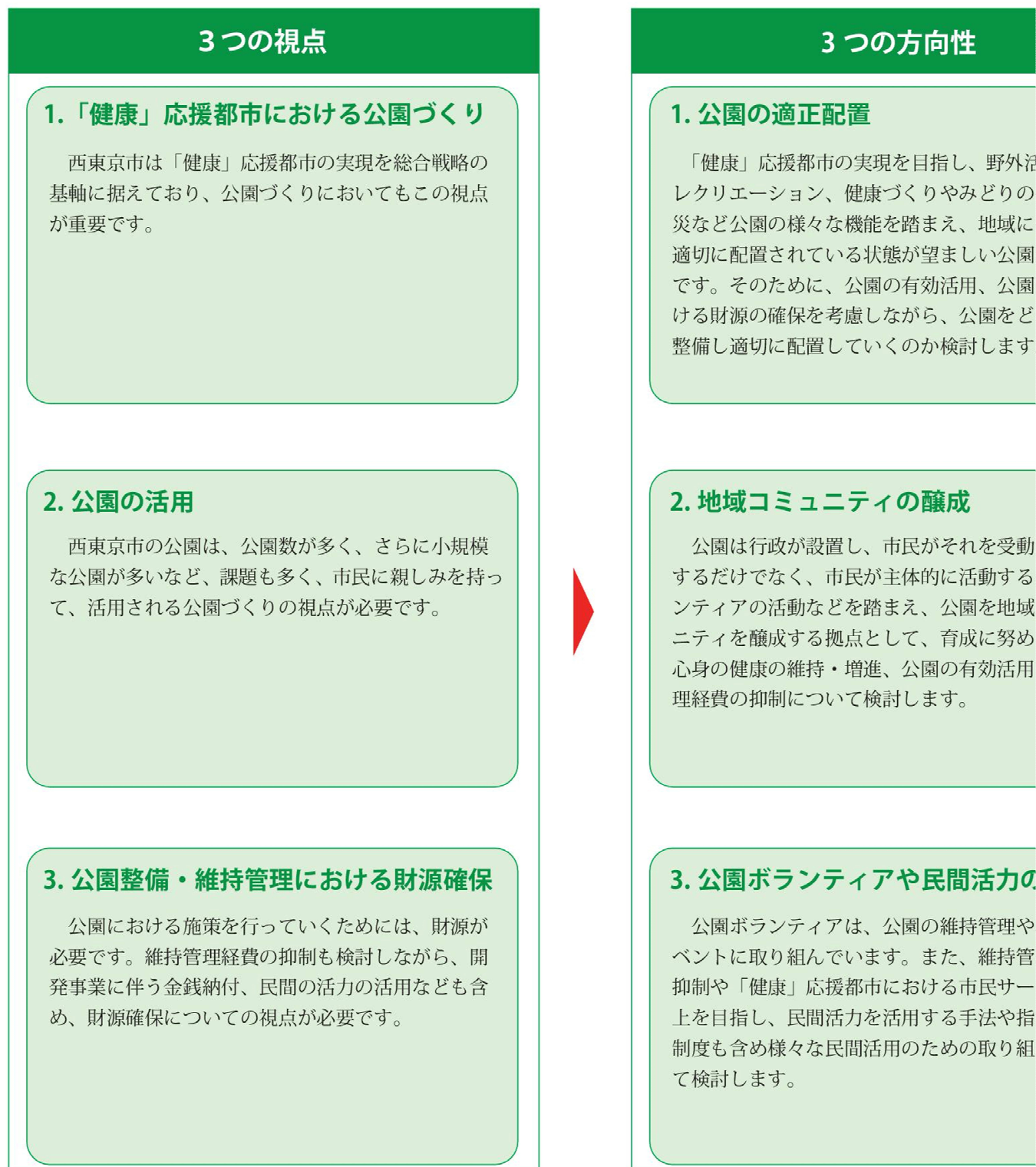
■公園の現状と課題

- ・公園数が267箇所と多く、公園の維持管理が課題となっている
- ・開発に伴う提供公園や緑地による小規模公園や緑地が多い
- ・指定管理者制度の導入により、公園利用の拡大と活性化が進行中
- ・比較的大きな公園や大きな公園で多くの利用がみられた
- ・小規模公園や緑地では利用がみられなかった
- ・利用のみられた公園の配置距離は500mであった

第3章 「健康」応援都市における公園づくり

第3章「健康」応援都市における公園づくり

3つの視点及び3つの方向性と「健康」応援都市における公園づくりの基本方針との関係の一覧です（図3.1）。本章では、各方針及び施策の内容について記述します。



3-1 「健康」 応援都市における公園づくりの方針一覧

「健康」応援都市における公園づくりに向けて、計画の具体的な方策を次の様にまとめます（表 3.1）。各方針の詳細については、次節に記述します。

表 3.1 方針一覧

「健康」 応援都市における公園づくり		
基本方針	基本施策	基本施策で重視する観点
① 大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう	施策① みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう	・みどりの基本計画の中にある「みどりのシンボル拠点」を優先し、利用者の多い公園緑地をリニューアル ・西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園など比較的大きな公園のリニューアル、特色づくりの推進 ・都立東伏見公園などの機能充実（要請）
② 公園空白地区には新たな公園を設置しよう	施策① 地域の実情に沿って公園空白地区の基準を見直そう 施策② 借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう	・公園空白地区の基準の見直しを行い、空白地区の借地公園、生産緑地等の土地売却発生時に、新設公園を整備
③ 老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう	施策① 公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう 施策② 樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう	・老朽化した遊具等については撤去及び地域のニーズにあった更新を推進する ・老木の伐採及び樹木の更新による良質なみどりの確保 ・上記の維持管理を適切に行いながら、利用者の安全に配慮した管理を行う

表 3.1 方針一覧

「健康」応援都市における公園づくり		
基本方針	基本施策	基本施策で重視する観点
④ 市民や民間と協働して公園づくりを進めよう	施策① 市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう 施策② 民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう	・市民の主体性のある取り組みの支援 ・公園ボランティア活動のさらなる活性化 ・市民協働の推進による公園の維持管理 ・近隣施設等との連携（小・中学校、保育園、児童館など） ・民間の活力を活用した市民サービスの推進（指定管理者制度の拡充等） ・民間事業者による公共還元型の収益施設の管理者制度（P-PFI など）の導入等の検討
⑤ 小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう	施策① 市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう	・市民協働による特色のある小規模公園や緑地づくり（コミュニティガーデン等） ・小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組みづくり（地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等） ・公園以外の公的活用の検討を進めるための、占用規制要件の緩和等についての検討
⑥ 財源の確保の方法を工夫しよう	施策① みどり基金の充実を図るとともに原資である金銭納付の基準を見直そう 施策② 民間活力を活用し収益をあげる公園をつくろう	・金銭納付の基準やみどり基金の活用範囲の見直しによる良質なみどりの確保 ・設置された緑地を地域管理とする仕組みづくり ・収益施設の設置、ネーミングライツ等、公園を活用した収益事業の検討

3-2「健康」応援都市における公園づくりの内容

将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるためには、市民一人ひとりのところやからだの健康はもとより、地域の生活環境も健康水準を向上させるための要素です。市は、そのような考えを基に、まち全体の「健康」を達成するための「健康」応援都市の実現を目指しています。

本節においては、市が進める「健康」応援都市の実現に向けた、市民協働の公園づくりの6つの基本方針について記述します。また、各方針については、公園市民懇談会及び市民ワークショップを通して出た意見を踏まえた内容としており、関連する市民の意見を【理想】【課題】【解決のアイデア】【その他意見】に整理し一覧にまとめています。また、基本方針の内容を踏まえ、市民のニーズを実現するための具体的な施策についても記述します。

基本方針①：大きな公園は個性を活かしたりリニューアルをしよう

【基本方針】

本方針における大規模なりリニューアルは、「健康」応援都市の実現に向けた、野外活動、運動、レクリエーション、健康づくりやみどりの保全、防災など、様々な機能において各地域の拠点となりうる大きな公園が対象です。

大きな公園については、市民のニーズや世代ごとの利用時間等の違いを考慮した上で、周辺環境や公園の特色等の個性を活かした大規模なりリニューアルを進めていきます。そのためにも、大きな公園の大規模なりリニューアルを検討する際には、市民ワークショップや公園市民懇談会などを開催し、市民と対話を重ねながら市民協働で事業を推進します。また、大きな公園の大規模なりリニューアルでは、市民のニーズを反映し公園機能の充実を図るだけでなく、例えばボール遊びなど、活用の自由度を高くできるよう市民とともに検討します。

また、大きな公園の大規模なりリニューアルについては、財源の確保の課題もあり、限られた財源の中でより効果的な事業の実施を目指します。そのため、上位計画であるまちづくりの方針を踏まえ、事業の優先順位付けを行うことで、地域全体をより魅力的なものにできるよう、みどりのシンボル拠点を優先的に進めます。

さらには、大きな公園については、周辺環境や公園の特色を活かした個性ある公園づくりを通じて公園のブランディングを進め、ハード面の大規模なりリニューアルだけでなく、例え

ば市民が参加できる活動プログラムづくり、ロゴやパンフレット等の公園に関わるデザインのコーディネート、経営的な視点を持った情報発信等、ソフト面の拡充を同時に行っていきます。

◆基本方針①に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 地域や公園の特徴を活かした個性のある公園づくりを進めていきたい
- ・ 利用のされている大規模な公園はさらに機能が充実するように整備していきたい
- ・ 世代ごとの利用の仕方や利用時間の違いを考慮して整備を進めたい
- ・ 公園の特色づくりは、ワークショップなどで出た市民の意見を反映していきたい

【課題】

- ・ 大規模なリニューアルをするためには財源の確保等を進めていく必要がある
- ・ 「あの公園に行きたい」と思えるような個性ある魅力的な公園が少ない
- ・ 子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が使いたくなる公園が少ない
- ・ ボール遊びなど禁止事項が多いため、公園が広くても活用の自由度は高くない

【解決のアイデア】

- ・ ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう
- ・ 愛称をつけたり、魅力的な遊具や起伏をつくる等、公園の個性をつくろう
- ・ 公園の管理棟など既存施設を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等で収益をあげる仕組みをつくろう

【その他意見】

- ・ 河川や農地等、みどりを広く解釈してまちづくりを進めていきたい

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルしよう

大きな公園の大規模なリニューアルと特色づくりは、上位計画である「みどりの基本計画」の「みどりの将来都市構造図」を基に実現を目指します（図 3.2）。根幹的なみどりの集積地である、西東京いこいの森公園、谷戸せせらぎ公園、文理台公園、西原自然公園等は利用者が多く、これらの公園から随時リニューアルしていきます。

「みどりのシンボル拠点」では、特にまとまったみどりの保全と創出を図り、市のシンボルとなるようなみどりの豊かな区域づくりを目指しています。周辺環境や公園の特色を生かした個性ある公園づくりを行うことで、例えばニューヨークのセントラルパークやハイラインの事例のように、公園やみどりの魅力によりエリア全体の価値を高めることを目指します。

また、みどりのシンボル拠点は、市民協働による公園の利活用を推進し、地域で公園づくりへの参加の機運を高めるための拠点でもありと考えています。そのため、公園のハード面のリニューアルを推進するだけでなく、市民協働で公園のルールづくりやプログラムづくりを行うなど、ソフト面のリニューアルも検討することで、市民の公園の利活用を促進します。

大きな公園においては、ハードとソフトの両面から大規模なリニューアルを行うことで、市民が「あの公園に行きたい！」と思えるような魅力的な公園づくりを進めていきます。特に、公園の個性づくりが重要であり、例えば農地の近くにある公園は、オーガニックなカフェや農園などがある食や農業をテーマにしたエコロジカルな公園として大規模にリニューアルする等、地域の資源を活かしたアイデアも市民の意見としてみられました。また、子育て世代を中心とした市民のニーズが高い、ボール遊びや水遊びができる等、様々な活動ができる公園づくりを目指していきます。

地域防災の観点としては、大きな公園を中心に、災害時に使用できるかまどベンチや、防災トイレなどの機能を付加することで、発災時に応急的に利用可能な防災拠点として整備するとともに、例えばテントを張ったキャンプイベントやバーベキュー等、公園でのアウトドア的なイベントの実施を通して、地域の防災意識向上を図る方法も考えられます。

大きな公園の大規模なリニューアルを推進する際には、民間活力の活用も検討しています。その際、各々の「みどりのシンボル拠点」を中心に、エリアで公園経営のビジョンを形

成し、ハードとソフトの整備を推進していくことも検討します。現在、予定している各地域における主なリニューアル内容は次の通りです（表 3.2）。

表 3.2 各地域におけるリニューアル内容

各地域における主なリニューアルの内容	
① 北町緑地保全地域周辺	保全地域と下保谷森林公園・あらかしき公園を連携させ、豊かなみどりの拠点の形成に努めます。その中心となる下保谷四丁目特別緑地保全地区については、保全活用計画を策定した上で、民間活力を活用し、みどり豊かな自然公園として整備します。
② 碧山森緑地保全地域・文理台公園周辺	中核となる文理台公園を、民間活力を活用して再整備します。
③ 東伏見公園・石神井川周辺	下野谷遺跡の確実な保存、効果的な活用に向け、都立東伏見公園の整備に際し機能充実を要請しながら、下野谷遺跡用地及び市道部分と一体的に再整備します。整備の基本方針等については、現在策定中の「下野谷遺跡保存活用計画」の中で検討します。
④ 西原自然公園周辺	西原自然公園を植生管理計画に基づき、引き続き市民協働で、雑木林の若返り事業を実施します。
⑤ 西東京いこいの森公園・谷戸せせらぎ公園周辺	各公園施設の老朽化を踏まえ、民間活力を活用してリニューアルを行います。西東京いこいの森公園については、駐車場やスケート広場及びボール広場等の老朽化対策も検討します。
⑥ 小金井公園周辺	様々な市民ニーズを踏まえ、公園以外の公的活用の検討を進める等、占用要件の緩和も視野に田無市民公園及び向台公園のリニューアルを行います。 また、みどりのシンボル拠点を担う公園の新設を検討します。

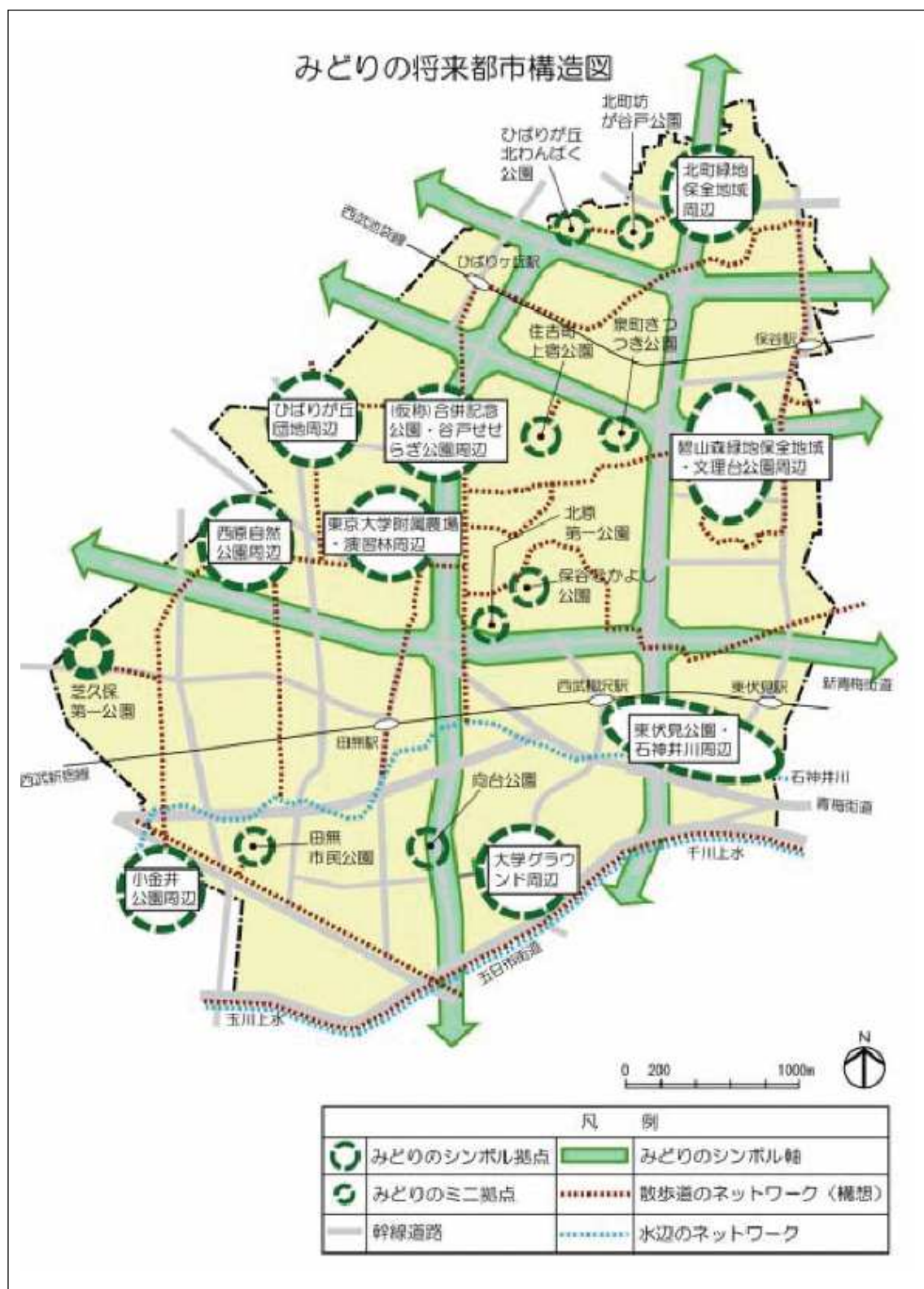


図 3.2 みどりの基本計画におけるみどりの将来都市構造図

基本方針②：公園空白地区には新たな公園を設置しよう

【基本方針】

公園は、健康づくり、地域のコミュニティづくり、子育て、みどりの保全、防災等の様々な機能があり、私たちの生活に関わりの深い施設です。市民ワークショップの参加者から「日常生活の身近な所に利用したくなる魅力的な公園があると、毎日の生活や子供の遊び方が変わるのではないか」という意見がありました。このように、自宅や職場から徒歩や自転車で行ける距離に魅力的な公園があると、日々の忙しい生活の中であっても公園を利用するきっかけは増えると考えられます。そのような視点から、本方針では、自宅や職場から徒歩や自転車で容易にアクセスできる範囲にあり、かつ市民が利用したくなる魅力的な公園をどのように新設していくのかを記述します。

市民が生活の身近な場所にある公園を利用することで生活の豊かさや健康に実感を持てる環境を整えるためにも、これまでの公園空白地区の基準を地域の状況や市民の公園利用の実態に沿ったかたちで見直します。

基本的な考え方としては、地域における公園配置の不均衡を是正し、様々な公園利用や機能、役割を実現する受け皿としての公園整備を検討するにあたり、身近に公園等がない地域を公園空白地区として定義します。公園空白地区には、新しい公園を優先して設置し良質なみどりを確保するとともに、市民が利用したくなるような魅力的な公園づくりを進めていきます。また、公園空白地区に市民の利用を促すような一定程度の規模以上のまとまった土地を確保するため、既存の借地公園や生産緑地等の取得を目指します。

◆基本方針②に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 借地公園や公園空白地区の生産緑地等は取得を目指していきたい
- ・ 公園の大きさだけでなく、みどりの質についても充実したものにしていきたい
- ・ 日常生活の身近なところに利用したくなる魅力的な公園があると毎日の生活や子供の遊び方が変わる

【課題】

- ・ 新たに公園を新設するためには財源の確保等を進めていく必要がある
- ・ 生産緑地の減少や樹林の伐採など、まちの緑が失われている

【解決のアイデア】

- ・ みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議しよう
- ・ 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう

【意見】

- ・ 500 ㎡では公園空白地区が多い印象がないので、さらに公園面積の基準を上げて良いのではないかと感じる
- ・ 東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは思っていない
- ・ 田無町地区には東大農場があるが、全体的にみどりが少ないと感じている
- ・ 地区毎の人口密度に合わせて、公園の規模を検討できるとよい

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：地域の状況に沿って公園空白地区の基準を見直そう

公園は、街区公園（標準 2,500 m²以上）、近隣公園（標準 20,000 m²以上）、地区公園（標準 40,000 m²以上）等、そのサイズによって機能や地域での役割が異なります。本来の望ましい環境は、自宅や職場から徒歩や自転車で容易に行ける範囲に市立公園があることです。国土交通省の基準においては、各公園の誘致距離の目安として、市内のどの地点においても、街区公園は 250m、近隣公園は 500m、地区公園は 1,000mの範囲にあることが望ましいとされています。また、公園の面積についても、都市公園の住民 1 人当たりの望ましい面積が 5 m²（市の都市公園の一人あたりの公園面積の現状は 1.28 m²ですが、都市公園以外の公園を加えると一人あたりの公園面積は 1.84 m²となります。＜公園調書平成 29 年 4 月 1 日現在＞）と定められています。

しかし、市の土地利用は大部分を宅地が占めている現状を考慮すると、そのような望ましい環境をすぐに実現することは難しいのが現実です。そのため、市の現状や市民の生活に沿った公園づくりを戦略的に進めていくために、公園実態調査の結果を踏まえ、公園空白地区の基準を見直します。

公園空白地区の見直しを検討する上での根拠として、公園実態調査の結果から、公園面積が 500 m²以上のものは市民の利用がみられたのに対し、公園面積が 500 m²より小さい公園はあまり利用がみられない傾向にあることが分かっています。この結果を踏まえ、配置済扱いとする公園面積を市民の利用が多くみられる 500 m²以上とします。この 500 m²以上の公園を抽出した場合の空白地区は、図 3.3 の網掛けのない部分となります。この空白地区については、基本的には街区公園規模以上の公園整備を理想としつつ、まずは前述した 500 m²以上の公園の設置を目指します。

配置済扱いとする公園の種類については、市民から「東京都管轄の公園や近隣自治体の公園を活用することもあるので、体感として公園が少ないとは思っていない」という意見もあるように、市民の生活においては地域にある市立公園以外の公園や緑地も活用されています。そのような状況を踏まえ、配置済扱いとする公園は、公立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園の他、都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園とします。また同様に、配置済扱いとする公園に準じる施設としては、市民の生活における利用状況を踏まえ、土地所有者が、国、東京都、区市である特別緑地保全地区、栄町二丁目樹林地、

近隣区市の市立公園、都立公園及び緑地保全地域とします。

公園の誘致圏については、現行基準通りの 250m とします。250m とは、一般的に徒歩 3 分程度、自転車で 1 分程度の距離であり、市においては徒歩や自転車の利用が多いことから、自宅や職場から容易にアクセスできる距離であると考えられます。ただし、誘致距離の起点について、配置済扱いとする公園、配置済扱いとする公園に準ずる施設は当該公園等の中心としますが、面積の大きな近隣公園、地区公園、都立公園については、当該公園の出入口とします。

【見直し前】の公園空白地区の基準（現状条件）

【配置済扱いとする公園について】

◆公園面積 200 ㎡以上で、次の条件のもの

- ・土地所有者が市、東京都、国で、市が管理している公園
- ・土地所有者が都で、都営住宅内に設置されているが、市が管理している公園
- ・土地所有者が都市再生機構で、都市計画施設として位置付けられているもの又は協定に基づき設置されたもので、市が管理している公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

◆市立公園ではないが、校庭開放されている市立小学校

【公園の誘致圏】

◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・鉄道・幹線街路等による分断を考慮



【見直し後】の公園空白地区の基準

【配置済扱いとする公園について】

◆公園面積 500 ㎡以上で、次の条件のもの

- ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
- ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

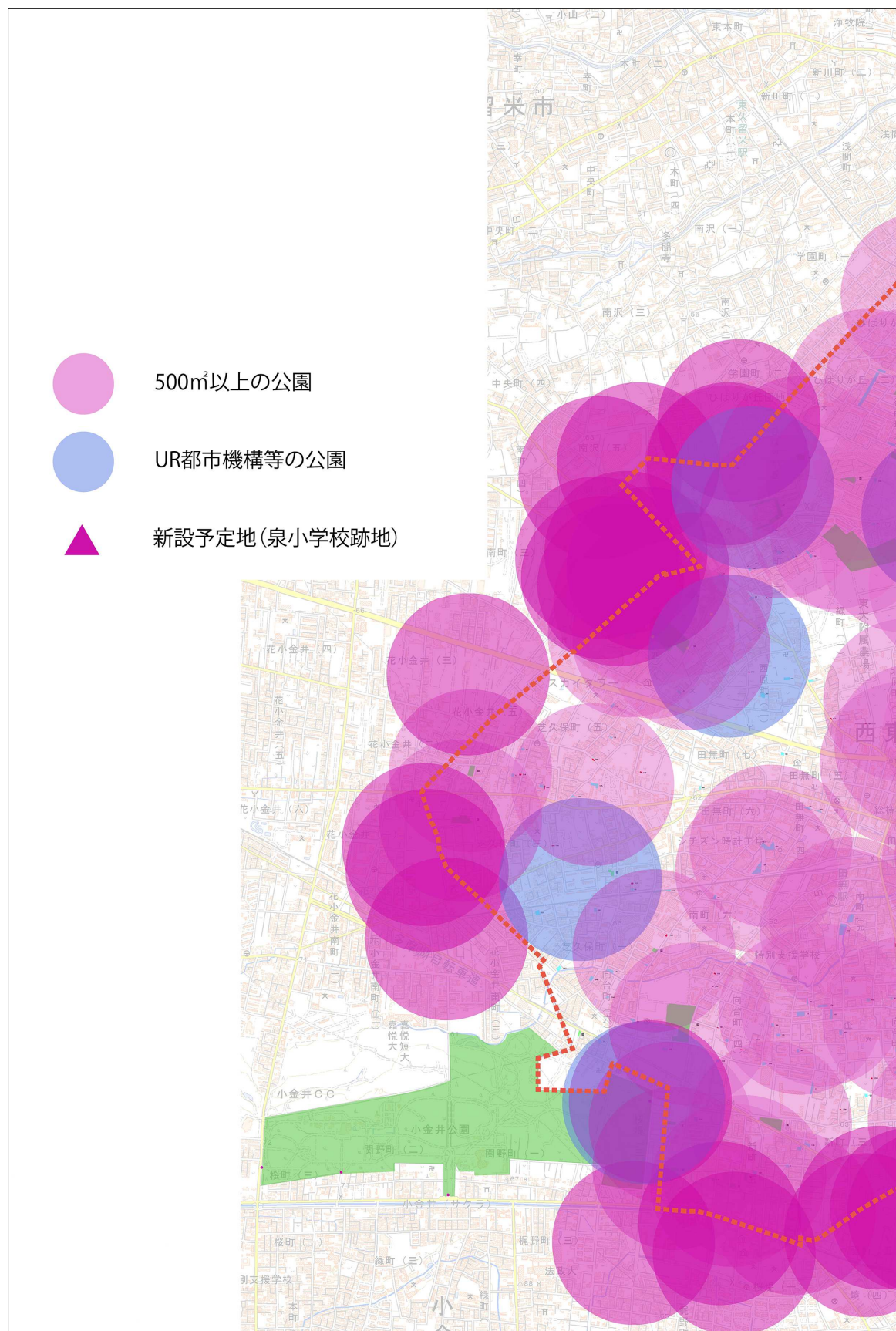
◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である 500 ㎡以上で、次の施設

- ・特別緑地保全地区
- ・栄町二丁目樹林地
- ・近隣区市の公立公園
- ・都立公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）

- ・誘致距離の起点は公園の中心
- ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口



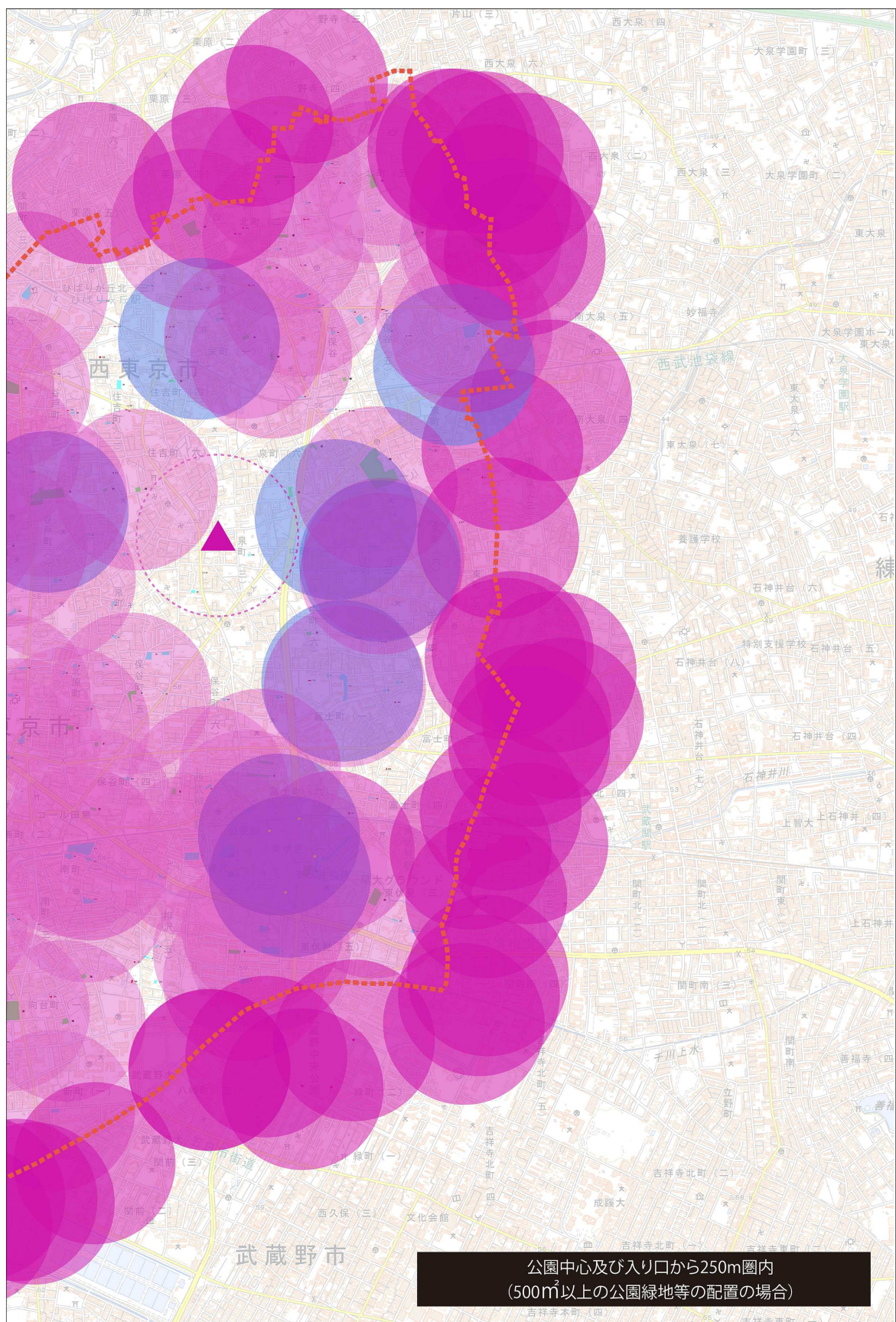


図 3.3 配置済扱いとする公園のプロット (500 ㎡以上)

施策②：借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には新たな公園の設置を目指そう

公園空白地区に 500 ㎡以上の公園を新設するためには、まとまった土地の確保が必要です。そのためにも、公園空白地区における借地公園や生産緑地等の土地売却発生時には、土地の取得を行い新たな公園の設置を目指します。これは、民間の土地の相続等による生産緑地の減少や樹林の伐採等により、みどりが失われつつあるという地域の課題も背景にあります。見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた地域の中で、例えば北町や下保谷地区のように生産緑地等が多い地域については、特に地域全体のみどりの保全やみどりの質の確保に配慮した公園の新設を目指します。

見直し後の基準において公園空白地区の傾向がみられた泉小学校跡地周辺の地域については、平成 27 年 3 月に閉校となった泉小学校跡地の一部を活用し、新たに約 5,000 ㎡の公園を整備する予定です。さらに、新たに整備する高齢者や障害者の福祉施設とともに一体的な土地開発とすることで、子供から高齢者まで多世代が集う公園づくりを目指します。また、主な整備方針としては、公園の活用の自由度を広げていきたいという市民要望を反映し、ボール遊びができる公園として整備します。また、泉小学校が担ってきた防災拠点としての役割を引き継ぐとともに、災害時に必要となる設備等を整備し、さらに小学校として活用されてきた記憶、メモリアルに配慮した公園整備を目指します。

なお、公園空白地区において 500 ㎡以上の土地売却が発生した場合は、その用地を取得し公園の新設を目指します。その際、公園空白地区における公園新設の考え方として、公園空白地区に借地公園がある場合は、既に公園として整備されている借地公園を優先的に取得し、公園空白地区に借地公園がない場合は、生産緑地等を取得し公園の新設を目指します。

また、公園空白地区において既存公園の面積が 500 ㎡未満であっても、隣接地を取得するなど、500 ㎡以上の公園として整備し、公園空白地区の解消に努めます。



写真 泉小学校跡地の様子

公園空白地区における公園新設の考え方のまとめ

【公園空白地区における公園新設の考え方】

- ・ 基本的には街区公園規模以上の公園整備に努める
- ・ 公園実態調査で利用の多くみられた 500 m²以上の公園の新設を目指す
- ・ 誘致距離 250m(街区公園基準)、公園面積 500 m²以上の公園を配置済みとする
- ・ 公園空白地区について優先的に公園の新設を目指す

【土地取得の考え方】

①公園空白地区に借地公園等がある場合

- ・ 将来的な取得の可能性を考慮し、借地公園の用地取得を優先しながらも、生産緑地等についても必要に応じて柔軟に検討

②公園空白地区に借地公園等がない場合

- ・ 生産緑地等の民地を含めて土地を取得し、公園の新設を目指す

基本方針③：老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう

【基本方針】

公園は子供から高齢者まで誰もが利用することのできる公共施設です。そのため、日頃から公園遊具等や樹木に対して維持管理や更新を適切に行うことで、市民の安心な利用の基盤となる安全管理を行います。また、現状の公園を魅力的に更新していくためには、安全管理の視点に加え、公園遊具等や樹木の質の確保も重要です。そのため、公園遊具等の老朽化や樹木の老木化については、安全及び質の両面から計画的な維持管理や更新及び伐採を進めていきます。

公園遊具等の老朽化の対応としては、市民のニーズに合った更新を行うことで質の確保を目指します。例えばボール遊びのニーズが高い地域では、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域では、公園の遊具等を健康遊具に更新するなどが考えられます。また、老朽化した遊具等による事故の防止対策を行うとともに、防犯対策として防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討することで、利用者の安全に配慮した管理を行います。

樹木の老木化への対応としては、計画的な更新や伐採を行うことで、利用者の安全管理を行います。また、良質なみどりの確保や利用者の憩いの空間となる木陰の創出等を行うことで魅力的な空間の創出を目指します。

◆基本方針③に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 新しく公園をつくるだけでなく、現状の公園を魅力的にしていくことも大切
- ・ 地域ごとの公園の特色を活かしながら公園の運営や活用を進めていきたい
- ・ 公園ごとにいろいろな種類の使い方ができるようにしていきたい
- ・ 公園に1つでも個性のある遊具や場所をつくっていききたい
- ・ 起伏など子供が何かしたくなるような場所をつくっていくことが大切
- ・ 地域に良質なみどりを確保していきたい

【課題】

- ・ 公園周辺の地域が高齢化しているため、遊具のある公園を使う人がいない
- ・ 遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない
- ・ ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいか分からない
- ・ 人通りが少なく夜間は暗い公園は防犯面の不安がある
- ・ 日陰がないとゆったりとくつろぐ雰囲気にならない
- ・ 樹木や雑草など公園の管理の手が届いていない公園がある
- ・ ベンチなど公園の設備が劣化している公園がある
- ・ 公園におけるベンチ等の休憩施設の設置が十分ではないと感じるなど、利用に重点を置いた更新や整備を進めていく必要がある

【解決のアイデア】

- ・ 地域で話し合いながら、公園設備をリニューアルしていこう（例えば遊具を健康遊具に変更等）
- ・ 公園設備リニューアルのための地域のニーズの把握を行おう

【意見】

- ・ 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかがポイント
- ・ 遊具が充実し、作りこまれた公園は逆に利用の自由度が低いこともある

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：公園遊具等の老朽化に伴い市民ニーズに合った更新をしよう

市の公園は、約 3 分の 1 が共用開始から 30 年以上経過しています。そのため、公園の中には、公園遊具等の老朽化や周辺地域の高齢化により、設置当時とは地域のニーズが大きく変化したものがあります。また、公園遊具のみならず、水道やトイレ等も更新の時期に差し掛かっているものも多く、市民からはトイレの新設や老朽化対策及び洋式化の要望も多く挙げられています。

これらの現状を踏まえ、老朽化した公園遊具等については、撤去及び地域のニーズにあった更新を推進します。基本的な考え方としては、まずは公園遊具等の維持管理を適切に行いながら利用者の安全管理を行い、その上で市民のニーズに合った機能の更新を進めていきます。例えば、公園の遊具等については、市民から「遊具があるだけでは魅力的な公園とはいえない」や「ボール遊びなど禁止事項が多く、かつ遊具なども整っていない公園はどのように使ってよいかかわからない」、また「公園周辺の地域が高齢化しているため遊具のある公園を使う人がいない」という意見等があります。このような意見を踏まえながら、例えばボール遊びのニーズが高い地域で公園遊具等が十分に整っていない公園については、遊具等を撤去してボール遊びができる公園として更新することや、高齢化が進んだ地域で子供たちが利用していない公園については、公園遊具を健康遊具に更新するなど、地域のニーズに合った公園づくりを目指します。

個性ある公園づくりという視点では、市民のアイデアとして、公園ごとに目玉となるような遊具や子供が何かしたくなるような起伏等の場所、また子育て世代からのニーズが高い水場を整備していくことで、地域にユニークな公園を増やしていこうという声もあります。このような市民の想いを実現するためにも、市民と継続的に対話を行いながら地域のニーズを把握するとともに、大きな更新を検討する際には市民協働による事業を推進します。また、市民の意見として、ベンチ等の劣化や設置の不足を指摘する内容が多く見られることから、公園遊具等の更新の際には、休憩施設としての利用にも重点を置いた更新や整備を進めます。

利用者の安全に配慮した管理としては、遊具等による事故の防止のため、日常点検や専門業者による定期点検を行い、老朽化したものは随時、撤去や更新を行います。また、防犯対策としては、市民からの見通しの悪い公園や人通りが少なく夜間に暗い公園に防犯面の不

安を感じているという意見を踏まえ、該当する公園には防犯カメラや公園灯の設置や更新を検討します。公園灯に関しては、省エネルギーに配慮してLED化を推進します。

施策②：樹木の老木化への適切な対応により良質なみどりを確保しよう

樹木の植生管理として、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行うことで、利用者の安全管理を行うとともに、地域に良質なみどりを確保します。

老木の伐採や樹木の更新を判断する方法として、日常点検や樹木医による点検・診断等を行います。また、西原自然公園のように樹木の維持管理を市民協働で推進することも、みどりの質を確保する取り組みの例として挙げられます。公園管理者と市民が協働して良質なみどりの確保に取り組むために、おおぞら公園の例では、公開樹木診断等を実施し、公園づくりのプロセスを市民と共有することで、市民の樹木への理解や知識を深めながら、公園づくりへの参加機運を醸成しています。

また、樹木単体のみどりの質の確保だけでなく、利用者の憩いの空間となる木陰の創出等、公園全体としての良質なみどりによる魅力的な空間を創出するという視点も大切にし、老木の伐採や樹木の維持管理及び更新を適切に行います。

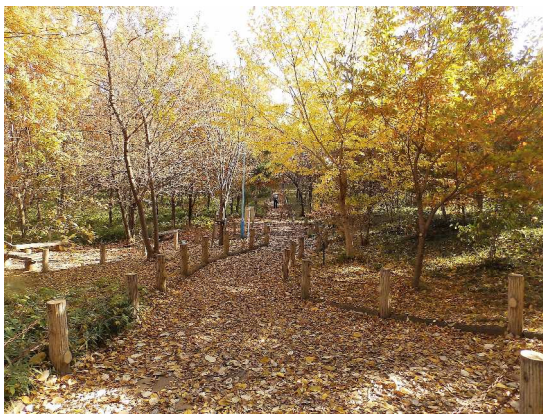


写真 良質なみどりの例（西原自然公園）

基本方針④：市民や民間と協働して公園づくりを進めよう

【基本方針】

これまで市が進めてきた、市民協働による公園づくりや西東京いこいの森公園を中心とした民間の活力の活用による市民サービス向上の取り組みを基に、さらなる魅力的な公園づくりを進めていきます。

市民協働の推進については、「健康」応援都市における公園づくりの根幹的な取り組みです。公園で活動することは、毎日の生活の中に、運動や外出の機会といった身体的な健康だけでなく、つながりや居場所づくりといった精神的な健康づくりの機会を創出することにつながります。また、そのように公園づくりの活動に参加し、地域の生活環境を豊かにするために主体的に行動する市民が増えると、都市の生活環境そのものが健康になっていきます。そのような視点から、「健康」応援都市としての市民活動を積極的に支援するために、例えば、若者や女性に参加したくなるような公園づくりの講座の充実や公園づくりの楽しさを魅力的に伝える情報発信、子供たちが地域について学び主体的に考え行動するきっかけとなるような工夫を行い、地域全体で公園づくりへの参加の機運を醸成します。

民間活力の活用については、これまでの都市公園は、行政が設置・管理運営することが一般的でしたが、社会状況の変化により、公園施設の設え方、使い方に多様化、高度化、柔軟性が求められ、主体が公から民、あるいは民との協働が求められている時代潮流があります。国土交通省が公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめにおいても、都市公園は多機能性を発揮すべきとされ、民との連携を加速することなどが提言されています。市においても、平成 28 年度から市全体の約 6 分の 1 区域に該当する西東京いこいの森公園を中心とする約 50 公園で指定管理者制度を導入しています。これにより、民間の発想やノウハウを活かした市民サービスの向上や公園経営による維持管理経費削減の効果をあげています。今後は、これまでの課題等の検証を行いながら更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を目指します。

また、市民からも「既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくると良い」や「公園にカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い」という意見もあることから、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等、民間活力を活用する新たな手法を導入しながら、魅力的な公園づくりを進めます。

◆基本方針④に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 既存の公園施設を活用して、公園にカフェ等をつくれると良い
- ・ 遊び方を一緒に考えるコミュニティがあると良い
- ・ 公園で活動することで地域につながりや居場所が増える
- ・ 子供たちが遊びを通して主体的に考えて行動するきっかけをつくっていききたい
- ・ 公園づくりの講座などを充実させて参加者を増やしていきたい
- ・ 公園でカフェ等の民間事業者が出店し、その賃料を公園の整備や活動資金に充てられると良い
- ・ カフェをオープンしたり、モノを販売したり、イベントの参加費をとるなど収益をあげる公園をつくろう
- ・ 駄菓子屋など子供が集まりたくなる機能を併設しよう

【課題】

- ・ 自分たちの活動を知ってもらうための情報発信が難しい
- ・ 現状では助成金がないと活動できないので、継続するためには自分たちで資金づくりを進めていく必要性も感じている
- ・ 民間ノウハウの活用により、若い世代の公園の活用は進んだが、高齢者が静かに過ごせる場が少なくなったという声もある

【意見】

- ・ 市民と話をしながら公園の将来を考えていくことが大切
- ・ 市民の想いをどれだけ実現できるかが大切
- ・ 民間活力の活用を進めることで、公園を利用する人やプログラムが増えた

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：市民協働を推進し、公園づくりに楽しく参加する市民を増やそう

市民協働による公園づくりでは、楽しさやデザインを重視した活動支援や情報発信を行うことで、公園づくりに参加する市民を増やすことを目指します。

市民が公園で実現したいことは様々であり、そのためには市民と公園管理者の協働が必要です。市民が公園で実現したいことの例として、比較的大きな公園では、子供たちがボール遊びや水遊びができ芝生にテントも張れるような家族で楽しめる公園づくり等があり、また小規模公園では、常設のプレーパークづくりやシェア農園づくり等があります。また、設置管理許可制度を活用する例として、オーガニックなカフェやエコロジカルな商品を販売する店舗等があり、公園全体に Wi-Fi が整備されているような、様々な世代や職種の人が過ごせる公園をつくっていきたいという意見もあります。それらの実現に向けて、市民協働担当職員を中心に、継続的に市民と対話を進めるとともに、公園における市民の主体的な活動を、情報、制度、ノウハウ、資金等の様々な側面から支援する仕組みづくりを行います。そのような、市民協働を推進する仕組みとして、市民協働で事業を実施することを前提に、公園を活用したい市民と共に、公園管理者が設置する事務局が企画の実現を支援する取り組みを行います（図 3.4）。具体的には、まずは事務局を発足し、市民の活動を支援できる体制をつくります。次に、計画の策定を通して市民から発案された公園活用のアイデアを広く市民に伝えます。これを受けて、アイデアを実現してみたい個人や団体は、事務局と相談・協議を進めながら活用する対象公園を選定し、アイデアの実現を目指します。アイデアの実現は、ある一定の期間を設けた試験的な実施とします。試験的な実施を通して、公園周辺の市民の意見を踏まえ、相談・協議を行います。また、事務局は、主体的な市民の活動を支援・バックアップを行い、情報発信にも協力し、近隣住民に対しても活動する市民と二人三脚での活動の実現に努めます。

この仕組みは、公園づくりに参加する市民を増やすという考え方から市内の公園を対象に運用を進めますが、特に市の課題である小規模公園や緑地の活用を目指します。市民協働での小規模公園や緑地の活用については、計画の第 4 章で詳細を記述します。

また、市民の意見として、公園づくりの活動における情報発信や活動資金が課題として挙げられます。そのため情報発信については、市民協働担当職員が支援を行うとともに、各公園に共通するデザインコード等の設置も検討する等、統一感のあるデザインや情報発信に

取り組みます。活動資金については、指定管理者の収益事業や公募設置管理制度(Park-PFI)による売り上げの一部を公園の維持管理費だけでなく、市民の活動資金に充てる仕組みづくりについても検討します。

市が育成に取り組んでいる自立した公園ボランティア組織は、約 900 人（平成 29 年 12 月末）の公園管理協力会員の登録があります。今後は、ボランティア養成講座を積極的に推進する等、さらなる公園ボランティア活動の活性化を支援するとともに、市民協働の推進により、公園ボランティアと連携した公園の維持管理を進めていきます。

公園と近隣施設との関連として、図書館、福祉施設、保育園、児童館、小中学校、商業施設等が近隣にある公園については、各施設と連携の強化を図ることで公園の活用を進めていきます。例えば、児童館や高齢者福祉施設が近隣にある場合は、公園で音楽や昔遊び等の活動を通して子供たちと高齢者が交流できる仕組みづくりも考えられます。また、小中学校が近隣にある場合は、自然教育や自然エネルギーや雨水の活用による環境教育、小中学生と協働した食育の推進などが考えられます。

また、例えば公園に児童厚生施設の設置を行うといった公園以外の公的活用の検討も進めるために占用用件の緩和を行う等、様々な施設と公園を一体的に整備活用する方法も考えられます。

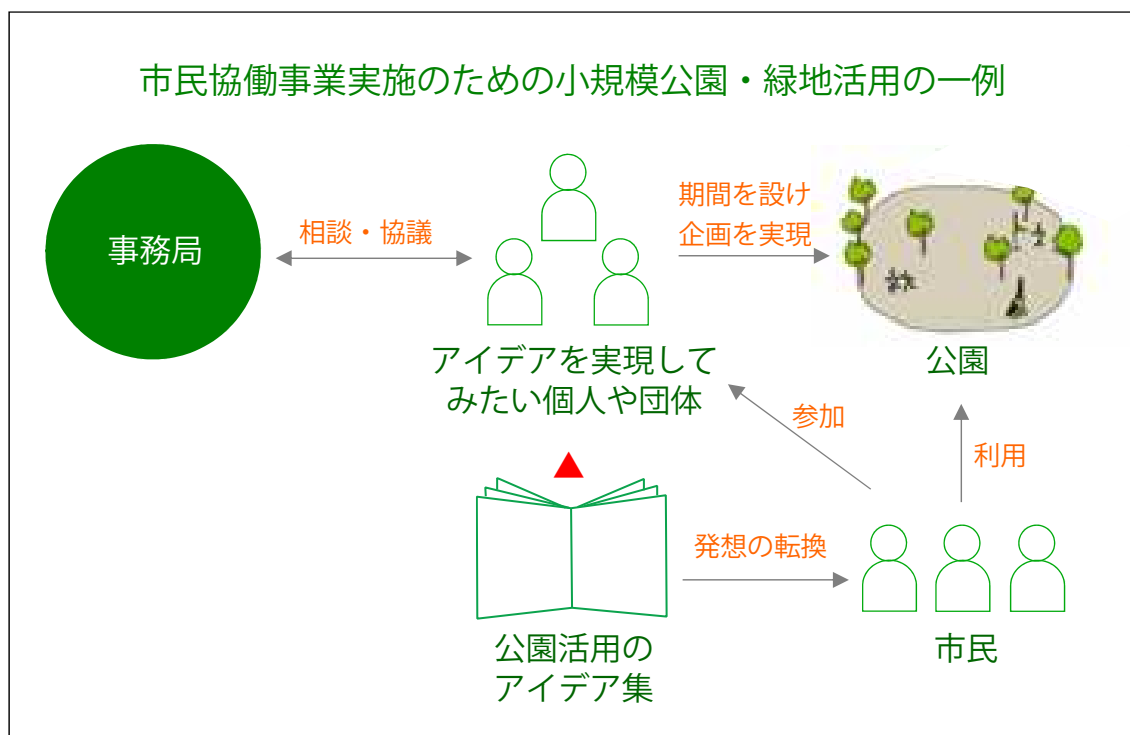


図 3.4 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上や維持管理費の抑制に努めます。そのため、これまで西東京いこいの森公園周辺の約 50 公園で取り組んできた民間活力の活用における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

市民サービスの向上という点においては、市民からも、民間活力の活用により公園プログラムや利用者が増えたという意見もあります。西東京いこいの森公園の例では、ケータリングカーで購入した飲食物が食べられるパークリビングカフェの設置や機材のレンタルが可能なバーベキューサービス、市内の農家と協働したファーマーズマーケット、子育て団体と協働した親子プログラム等、市民向けの様々なプログラムが実施されています。また、民間の発想やノウハウを活かした公園経営を進めることで、市民サービスの向上を図りながら維持管理経費を抑制する成果をあげています。さらに、市民協働事業の積極的な推進を目指し、公園管理者による市民協働担当を配置し、行政とも協働しながら市民活動の支援も行っています。

今後は、さらなる民間活力の活用のため、公園のサイズごとに協働のビジョンを定めていきます。比較的大きな公園については、都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の手法を活用することで、コーヒーショップや地元の人気の店舗等による質の高い市民サービスを提供することが可能となります。また、それらの店舗等が設置されることで、地域に公園を拠点として新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらには、民間事業者による店舗等の収益施設の設置による賃料や売り上げの一部を公園づくりや市民活動の資金に充てることで、魅力的な公園づくりを行いながら利用者を増やす好循環をつくる仕組みも検討します。

この考え方は、市が公園管理者の場合だけでなく、例えば西東京いこいの森公園周辺のように、指定管理制度により民間事業者が当該エリアの複数の公園の公園管理者である場合も適用できるよう契約内容等の作成や更新を行います。具体的には、別の民間事業者が公募設置管理制度（Park-PFI）により、設置施設を含む公園全体を活用し、収益事業を可能とすることを検討します。その場合、指定管理者である民間事業者に賃料や売り上げの一部が支払われる仕組みも併せて構築します。

さらに、地域のシンボル拠点となり得る大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。

小規模公園や緑地についても同様に、民間活力の活用し、民間事業者が施設の新設や既存施設を改修することで、公園を活用して実施することを可能とします。ただし、小規模公園や緑地については面積が小さいことから、設置施設を含めた公園全体を管理することを基本とします。

小規模公園や緑地は、1 つの公園につき 1 事業者による管理とし、例えば飲食店が運営するカフェパークや本屋が運営するブックパーク、子育て系の NPO が運営するプレパーク等、地域に特色のある公園の創出を目指します。

その際、別々の地域にある点としての公園を活用するだけでなく、エリアリノベーションの考え方を基に、同じ地域にある複数の公園に民間活力を活用し、面的に地域の公園の活用を進め、エリア全体の価値の向上を図ります。一方で、市民協働による小規模公園や緑地の活用において、例えば、市民が製作したテラスやベンチを設置したり、市民主体のハーブ園などの整備を検討します。

基本方針⑤：小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう

【基本方針】

市は小規模公園や緑地が多く、維持管理費の増加が課題となっています。また公園実態調査の結果からも、500 m²以上の比較的大きな公園は利用がみられましたが、調査対象公園数の6割を占める100 m²未満の小規模緑地や300 m²未満の小規模公園は利用があまりみられなかったことも分かっています。それらの小規模公園や緑地は、公園実態調査においては市民の利用がみられませんでした。私たちの生活に身近なみどりやオープンスペースの確保という視点からは、地域の生活環境を豊かにする要素であるとも考えることができます。それらは空間単体として点で捉えると小規模なものですが、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら再生することができれば、それはエリア全体の生活環境に関わるような大きなアクションになり得ます。そのような視点から、新たな小規模公園や緑地の提供を抑制する仕組みづくりを進めながら、既存の緑地や公園については様々な市民ニーズの受け皿として活用することで、市民協働による小規模公園や緑地の活用を進めます。

具体的には、まずは市民から小規模公園や緑地の活用アイデアを募り、市民協働でアイデアの実現に向けたアクションを起こし、小規模公園や緑地をフィールドに活動を実践します。活用の例としては、地域の自主管理においてハーブ園として活用することで良質なみどりを確保するアイデアや、ハンモックに揺られながら本を読むことができる公園、DIYで製作されたカウンターを使って週末になるとバーが開催される公園等のアイデアがあります。それらのアイデアの実現の際には、商工会や農業従事者等の関連団体との連携も図ります。

また、市民の小規模公園や緑地の活用を支援する仕組みづくりを進めるとともに、例えばひとりでも楽しめる公園の使い方の開発等、小規模公園や緑地の使い方のアイデアを広めるためのツールづくりや情報発信も行います。それらの方法や市民のアイデアについては、次章で詳しく記述します。

◆基本方針⑤に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 小さい公園は1つの機能に特化して専用公園にしよう
- ・ 自分たちの手でつくれる公園があったらよい
- ・ 近隣にいろいろな種類の公園があって、自分で選択しながら使えると生活が楽しくなる

【課題】

- ・ 地域には小さな公園が多く、維持管理が課題となっている
- ・ ゴミ集積所と一体になっている公園は環境が良くない
- ・ ベンチや遊具も何もなく、公園の禁止事項はある
- ・ 入り口のガードやフェンスが入りにくさを感じさせる
- ・ 三方が住宅に囲まれており、人の庭のようで入りづらい
- ・ 小さすぎて公園であることが地域に認知されていない

【解決のアイデア】

- ・ ひとりでも楽しめる公園の使い方を発明しよう
- ・ 公園の使い方のアイデアが広がるアイデア集をつくろう
- ・ アイデア集をヒントに、市民のアイデアを実現していこう
- ・ 市民の公園づくりの活動や想いを地域内外に発信していこう
- ・ ベンチやテラスなどDIYで公園をつくろう
- ・ ホップを育てクラフトビールづくりを行ったり、公園にBARをつくってみよう
- ・ 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- ・ ハーブの収穫祭やマルシェ等が連携し、食のイベントを開催しよう

【意見】

- ・ 公園をつないだネットワークで活用や運用を考えることが必要
- ・ 小さな公園が多いが、現状あるものを廃止するのは難しいので、活用を進めていくことが現実的な解決策だろう
- ・ 開発に伴う提供公園等の条例を見直す必要があるのではないか
- ・ 利用が少ない小さな公園は統廃合することも検討してはどうか
- ・ 小規模公園には、高齢者が散歩のついでに立ち寄りストレッチをする器具やベンチの設置が求められている

【基本施策】

市民のニーズを実現するために、以下の施策を実施します。

施策①：市民や民間等による小規模公園や緑地の活用を推進しよう

公園実態調査で利用があまりみられなかった小規模公園や緑地の多くは、地域で公的な公園や緑地と認知されていないことや、また認知されていたとしても小さすぎて使い方がイメージできないといった課題を抱えています。

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めるためには、まずは地域で小規模公園や緑地が誰でも活用できる空間であることの発信や、公園の新たな活用に向けた発想の転換を図る必要があります。

そのような状況を踏まえ、小規模公園や緑地の活用のアイデアを市民協働で実現することで、市民が自宅や職場の近くの小規模公園や緑地の存在に気づき、既存の公園の使い方とは異なる活用方法をイメージするための機運づくりを行います。また、小規模公園や緑地を活用した市民活動を支援することで、特色ある小規模公園や緑地づくりを行うとともに、それらの活動を広く発信し、小規模公園や緑地を楽しく活用する市民を増やします。

小規模公園や緑地で実現を目指すアイデアの例としては、DIY で公園のベンチや遊具を製作するアイデアや、コミュニティガーデンでホップを育てみんなでクラフトビールづくりを行うアイデアのように、既存の公園ではみられないような活用方法があります。また、複数の公園にアーティストの作品を展示して公園を巡る美術館をつくるアイデアや、休憩ポイントをつないで魅力的なウォーキングコースを企画するアイデア、またエリアの複数の公園をハーブのコミュニティガーデンとして活用し、食をテーマに収穫祭やマルシェの開催を行うアイデア等、エリアの公園を線的あるいは面的につなぐような活用のアイデアもあります。また、設置管理許可制度等を活用しながら市民活動に必要な設備を設置したり、公園以外の公的活用の検討を進めるための占用規制要件の緩和等の検討も行います。これにより、小規模公園や緑地を 1 つの機能に特化した専用公園とする等、アイデアの実現に必要な制度的な支援を行いながら市民協働での小規模公園や緑地の活用を目指します。

そのような活動を地域の様々な場所で市民とともに繰り返し実践することで、小規模公園や緑地の活用の機運を醸成するとともに、公園づくりの活動に楽しく参加する市民を増やし、公園を拠点に健康な生活環境づくりを推進していきます。

しかし、小規模公園や緑地は住宅地の中にあることも多く、周辺環境への配慮も欠かすことができません。したがって、アイデアの実現を目指す際には、市民と事務局が協働し、地

域のニーズにあった活用を進めることも重要です。

市では小規模公園や緑地の数が多く、その数は年々増加しています。小規模公園や緑地の維持管理が課題となっている現状を踏まえ、開発に伴い提供される小規模公園や緑地の地域管理を目指します。市内の小規模公園や緑地の多くは、開発事業等に伴い整備され提供されたものです。地域にみどりやオープンスペースを生み出すことで、生活環境を豊かにする側面もありますが、公園実態調査の結果からも市民に十分に活用されていない傾向にあるのが現状です。また、開発に伴い提供される小規模公園や緑地は、市域全体でのバランスとれた計画的な配置の実現が難しく、小規模公園や緑地の多い地域に新たに小規模公園や緑地が提供されることもあります。

しかし、例えば保谷町ローズガーデンのように小規模公園であっても市民協働で自主管理（地域管理）を行うことで質の高いみどりを確保している事例等、コミュニティガーデンが地域の生活環境の向上に寄与している事例もあります。このような事例を踏まえて、今後は地域管理により独自の公園ルールを定め、地域にあった利用ができる公園づくり等、市民協働での小規模公園や緑地の地域管理や活用の仕組づくりを行います。さらに、開発に伴い提供される小規模公園や緑地と、既存の公園や緑地とが隣接する場合は、これらを一体の公園として活用することも目指します。

基本方針⑥：財源の確保の方法を工夫しよう

【基本方針】

都市のみどりの減少傾向を踏まえ、みどりの保全・確保や公園空白地区を考慮した公園整備など、計画的な公園緑地の整備が望まれています。しかし、少子高齢化が進展する中、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。そのため、これまで以上に財政のスリム化、効率化を図る必要があることから、みどりの基金の充実など、公園整備のための財源確保に取り組む必要があります。

財源確保の方法のひとつとして、地域にみどりが十分に確保されている場合は、小規模公園や緑地の提供に替えて、金銭納付の基準を見直すことで、公園整備の原資であるみどり基金の充実を図ります。また、開発に伴い緑地や公園が設置される場合は、設置された緑地を提供者や地域で管理していくのが理想です。このような地域管理できる仕組みづくりも検討することで、質の高いみどりの確保を目指します。

また、市民サービスの向上を図りながら、財源確保を進める方法として、民間活力の活用も推進していきます。例えば、指定管理者制度では、維持管理費の抑制で一定の成果を上げています。今後は、これまでの取り組みについての課題等の検討を行いながら、民間事業者による管理区域の拡大も検討し、さらなる維持管理費の抑制を目指します。さらに、維持管理費を抑制するだけでなく、公募設置管理制度（Park-PFI）等を活用しながら、民間事業者によるカフェや店舗等の設置や公園の管理運営を促し、公園づくりに必要な資金の一部を公園で行う収益事業により生み出す仕組みづくりも進めていきます。

また、公園づくりに関わる様々なデザインや情報発信に重点的に取り組むことで、公園や公園を拠点としたエリアのブランディングを推進し、ネーミングライツの活用や民間事業者による広告収入、さらには例えばトートバック等のオリジナルグッズの販売等を行いながら財源の積極的な確保を目指します。

◆基本方針⑥に関連する市民の意見

【理想】

- ・ 管理棟などの既存施設を改修して市民や民間に貸し出してはどうか
- ・ 提供公園の維持管理は提供者に自主管理してもらうことが理想である

【課題】

- ・ これ以上、小規模公園や緑地を増やさないように条例の改正も視野にいれるべきである
- ・ 小規模公園や緑地が近接することもあり、エリアでマネジメントする仕組みづくりが必要である

【解決のアイデア】

- ・ みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議を行おう
- ・ 公園の維持管理にもみどり基金が活用できるようにしよう
- ・ 移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう
- ・ 公園の管理棟などの既存施設等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう
- ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズの販売や広告収入等を得る仕組みをつくろう
- ・ 講座などを開催し、公園づくりの知識やスキルを持った市民を増やそう

【意見】

- ・ 維持管理費を抑えながら、既存の公園をどのように運営していくかが大切
- ・ セントラルパークのように、公園の恩恵を受けている周辺の人からお金を集めるなど抜本的なアイデアも検討をしてはどうか
- ・ 地域に暮らす実感として、緑地等が付近にある場合の距離は 100m が適切と感じる
- ・ 金銭納付は目的ではなく、質の高いみどりを保全するための手段である

【基本施策】

市民のニーズを反映するため以下の施策を実施します。

施策①：みどり基金の充実を図るとともに原資となる金銭納付の基準を見直そう

みどり基金の設置の目的は、みどり基金条例において「緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため」と定められており、その資金は緑地や公園整備の原資となります。

地域に偏りのない計画的な公園整備を行うには、基となる財源の確保が必要であり、その主な方法とひとつとして、みどり基金の充実が挙げられます。みどり基金の主な原資は、開発に伴う金銭納付となっています。

市では人にやさしいまちづくり条例における、「人にやさしいまちづくりは、地球環境への配慮、緑の保全と創出、人と緑の触れ合いについて策定した市の定める緑化に関する計画に基づき行われなければならない。」との理念の下、開発に伴う緑地等の設置基準を定めていますが、「開発区域の形状、地勢により条例に規定する緑地を設置できないとき、又はその他の理由により設置する必要がないと市長が認めたとき」は、緑地の設置ではなく金銭での納付を認めています。

みどり基金の目的が、緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進であることから、人にやさしいまちづくり条例の基本理念を尊重しつつ、この基準を見直し、開発が予定されている地域に既に十分なみどりが確保されていると判断できる場合は、開発の協議を行うこととします。これにより、長期的な公園運営の視点の基に、公園空白地区等に質の高いみどりを有した緑地や公園を設置できるようにします。また、設置された緑地は、例えば保谷町ローズガーデンのように地域管理とする仕組みづくりを行うことで、市民協働の結果としての良質なみどりの確保や維持管理費の抑制を目指します。

金銭納付を可能とする条件として、『緑地等が付近にある場合』も認め、みどり基金の充実を図ります。本市において『緑地等が付近にある場合』については、表 3.3 と定め、具体的な基準例は図 3.5 に図示しています。

また、これまで公園の新設に活用されてきたみどり基金の活用方法についても見直しを行い、公園のリニューアルやみどりの保全、維持管理等にも活用できるように進めることで、より地域の状況や市民のニーズを反映したかたちで、良質なみどりの確保を目指します。

表 3.3 緑地等が付近にある場合の基準

緑地等が付近にある場合の基準	
項目	基準
緑地等とは	① 市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園 ② 都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園 ③ 市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である次の施設 ・特別緑地保全地区 ・栄町二丁目樹林地 ・近隣区市の公立公園 ・都立公園及び緑地保全地域
付近にある場合とは	開発区域の境界線から水平距離で 100m の範囲内に既存又は新設予定の緑地等が存在する場合（100m で接する場合を含む）

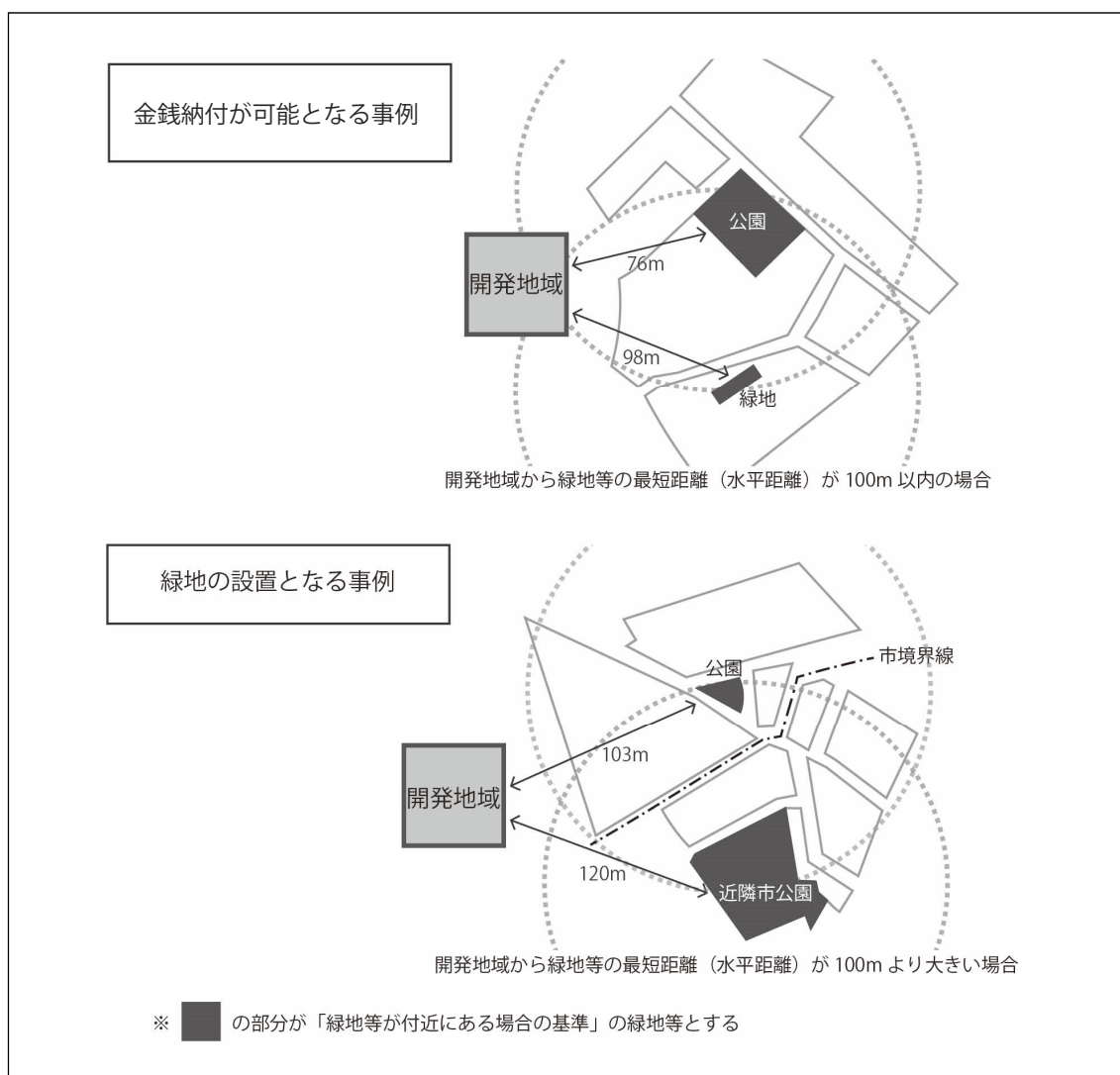


図 3.5 緑地等が付近にある場合の基準例

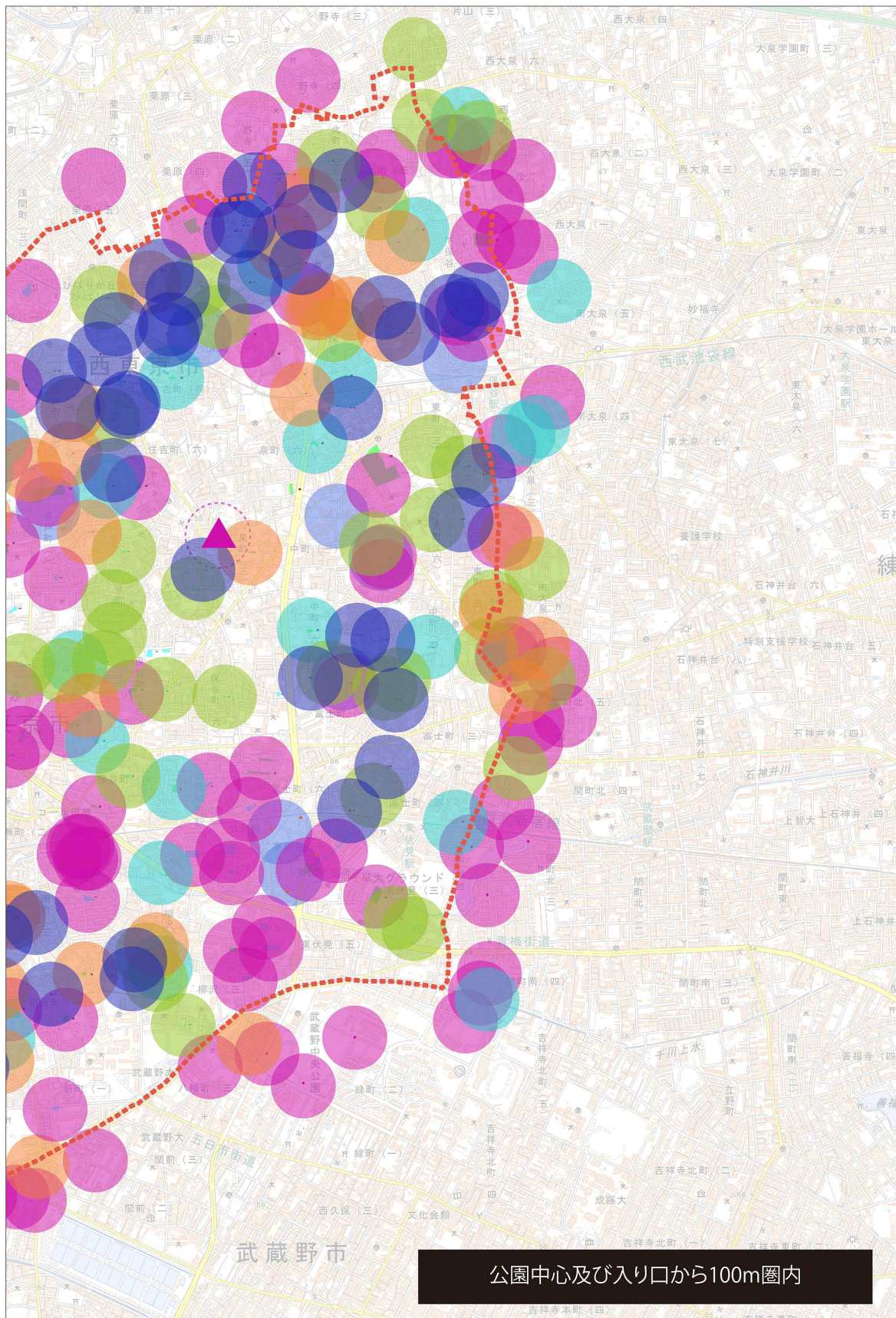


図 3.6 緑地等が付近にある場合（水平距離 100m）の公園配置イメージ

施策②：民間活力を活用し、さらなる市民サービスの向上を図ろう

民間活力を活用し、市民サービスの向上を図りながら、収益事業による公園づくりを進めます。また、市民協働で公園づくりや緑地の維持管理を進めていきます。

比較的大きな公園については、公募設置管理制度(Park-PFI)等の手法を活用することで、民間事業者が例えば公園内にコーヒーショップや地元の人気店舗等の収益施設を設置し、事業を行うことを可能とします。また、それらの民間事業者による賃料収入や収益の一部を公園づくりの資金とする仕組みづくりも行います。さらに、公園内に店舗等があることで、公園を拠点として地域に新たな人の循環が生まれるなど、地域経済への波及効果も期待されます。さらに、地域のシンボル拠点となり得る比較的大きな公園については、民間事業者とスポンサー契約を結び、公園及び公園施設等のネーミングライツの活用を進めることで、公園づくりのための財源の確保を目指します。民間活力を活用し、さらなる維持管理費の削減を図ります。そのため、指定管理者制度における課題等の検証を行いながら、更新時期を考慮し、指定管理区域の拡充を進めます。

小規模公園や緑地についても、民間事業者との連携を促すことで、収益事業の可能性を検討します。ただし、小規模公園や緑地は面積が 300 m²未満と小さいことから、設置施設を含めた公園全体の管理運営を行うことを基本とします。小規模公園や緑地においても同様に、賃料や売り上げの一部を公園づくりの資金として活用する仕組みづくりを進めます。

さらには、小規模公園や緑地においては市民協働を推進し、市民が公園を活用して収益事業を行い、市民活動の資金づくりを行うことができる仕組みづくりも進めます。また、小規模公園や緑地で市民のニーズを反映した活用を進めながらも、市民協働で公園づくりを行うことで、公園の維持管理費も抑制するなど、双方にメリットがある事業推進を目指します。

3-3 「健康」 応援都市における公園づくりのまとめ

本章では、市における公園づくりの具体的な考え方と施策について記述しました。

これらの内容を市民協働で検討するために平成 28 年度より継続的に市民ワークショップを開催し、参加者とともに公園の利用の実態調査を実施し、小規模公園の利活用についてアイデアを出し合いました。また、有識者、公園ボランティア及び公募市民を交えた公園市民懇談会においては、計画における方向性について議論を深めました。庁内に設置した公園配置計画策定庁内検討委員会においては法的な確認や関連計画との整理などの下準備を行いました。なお、本章に掲げた基本方針と基本施策に基づき、都市計画・福祉・保育・教育・産業振興・防災など、庁内の連携を図ります。

「健康」応援都市における公園づくりの実現に向けて、既設の公園を現在のニーズに合わせ、また、老朽化した施設の安全性を確保するなどリニューアルにより利用される公園に改変することや公園空白地区に利用される規模の公園の整備を進めること、これまで開発によって提供されてきた小規模公園や緑地の活用など、これまでの公園の利用の枠にとられない方法やアイデアが必要になります。

そして、この計画を市民協働で推進することが、「健康」応援都市の実現を目指すためには欠かせません。なぜなら、計画の策定や実施を市民協働で推進することを通して、公園づくりに参加する市民が増えることは、運動やつながり、生きがいづくり等を実践する市民が増えることであると考えからです。公園づくりを進めながら、地域の課題を解決する活動に楽しく参加する市民が増えると、その地域の生活環境は豊かで健康なものに変わっていくことが期待されます。

以上のような視点を基に、市民協働での計画の実施を通して、公園づくりに参加する市民を増やし、「健康」応援都市の実現を目指します。

第4章 市民協働による小規模公園 ・緑地活用のアイデア

第4章 市民協働による小規模公園・緑地活用のアイデア

4-1 小規模公園や緑地を活用したライフスタイルとは

「健康」応援都市のライフスタイル

1日の生活の中で、屋外のみどりや空や風を感じながら過ごす時間はどれくらいありますか？職場も学校とも違う地域の人たちと、一緒にお喋りすることはありますか？

市では、都会で生活しながらも、屋外で気持ちよく過ごす時間をつくったり、地域でつながりをつくる機会を増やすことで、毎日の生活を少しだけ豊かにするような「健康」応援都市ならではのライフスタイルを提案しています。

小規模公園や緑地を地域の庭として活用しよう

そのようなライフスタイルを実現するきっかけとして、地域に多くみられる小規模公園や緑地が活用できると考えています。市の小規模公園や緑地は、その名の通り公園面積が小さく、住宅地にあることも多いので、大きな公園と同じような方法で活用することはできません。しかし、小規模公園や緑地は、自宅や職場の近くにある身近な屋外空間であることから、地域の庭として生活の中にささやかな豊かさや楽しみを生み出すための活動を実現できる空間であると考えられることもできます。

生活やまちが変わるきっかけに

そのような地域の庭としての身近な屋外空間が魅力的に活用されていくことは、私たちの生活や暮らしているまちが変わっていくきっかけになると考えています。「健康」応援都市ならではのライフスタイルとは、このような公園づくりや地域づくりに楽しみながら参加することを通して、自分自身の人生を豊かなものにしていく暮らし方であるともいえます。

4-2 小規模公園・緑地活用の方法

市の目指す小規模公園や緑地の活用は、市民のやってみたい企画を市民自身が実現することを支援するものです。基本的な考え方として、市民協働で事業を実施することを前提に、小規模公園や緑地を活用したい市民と共に、公園管理者が設置する事務局が企画の実現を支援します。また、公園は誰でも自由に活用できる公共空間であるため、実現を目指すアイデアは以下の3つの考え方に基づくものとします。

【小規模公園や緑地で実現したいこと】

- ① 活動する人たちが楽しいこと
- ② 誰でも活動に参加できること
- ③ 地域のためになること

具体的には、まずは事務局を発足し、市民の活動を支援できる体制をつくります。次に、計画の策定を通して市民から発案された小規模公園や緑地の活用のアイデアを広く市民に伝えます。これを受けて、アイデアを実現してみたい個人や団体は、事務局と相談・協議を進めながら活用する小規模公園や緑地を選定し、アイデアの実現を目指します。アイデアの実現は、ある一定の期間を設けた試験的な実施とします。試験的な実施を通して、公園周辺の市民の意見を踏まえ、相談・協議を行います。また、事務局は、主体的な市民の活動を支援・バックアップを行い、情報発信にも協力し、近隣住民に対しても活動する市民と二人三脚での活動の実現に努めます。

以上の方法で、市民協働による小規模公園や緑地の活用を目指します。

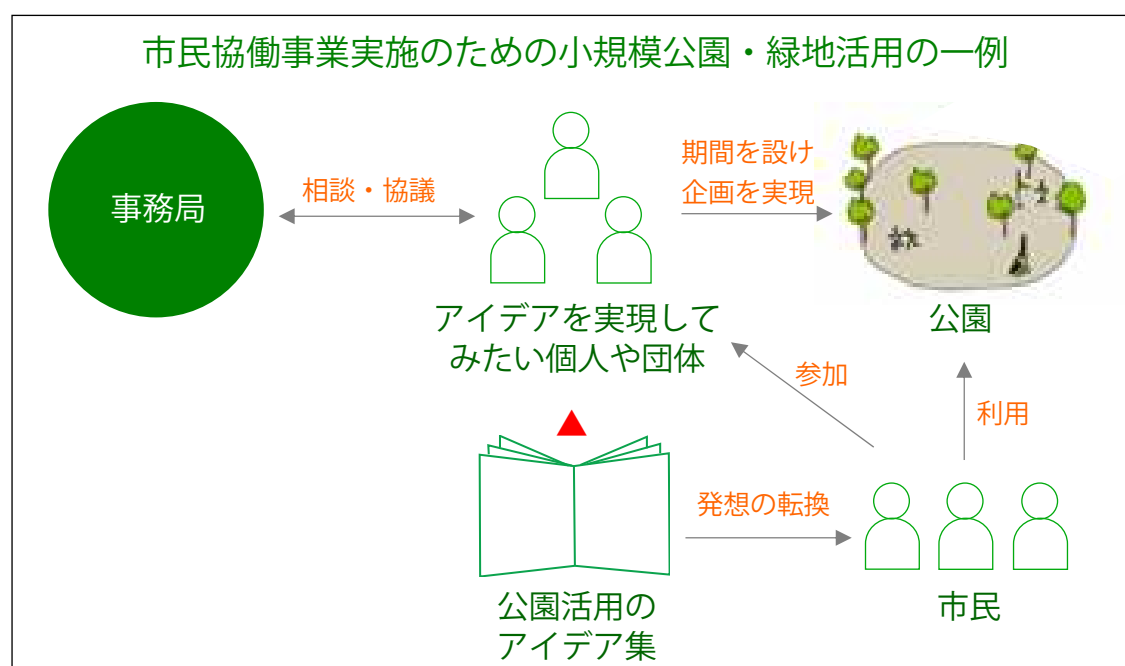


図 4.1 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

4-3 小規模公園・緑地活用のアイデア

4-3-1 市民ワークショップの開催

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めるためには、小規模公園や緑地で実現するアイデア自体が、市民がやってみたい内容であり、かつ地域に求められているものであることが大切です。

そのため、平成 29 年度は全 2 回の市民ワークショップを開催し、参加者とともに小規模公園や緑地を活用して実現したいアイデアについて意見交換をしました。これらの意見交換を通して、小規模公園や緑地を活用する様子を生活の中で具体的にイメージしてもらうとともに、市民協働による活用に向けた機運づくりを行いました。

市民ワークショップの概要（全 2 回）

① 第 1 回市民ワークショップ

小さな公園を活用して生活の楽しみを生み出そう

- ・ 日時：平成 29 年 7 月 9 日（日）
14：00～16：00
- ・ 場所：西東京いこいの森公園
- ・ 参加人数：34 名



小規模公園の大きさを体験

② 第 2 回市民ワークショップ

小さな公園を活用したライフスタイルとは

- ・ 日時：平成 29 年 9 月 9 日（土）
14：00～16：00
- ・ 場所：西東京エコプラザ
- ・ 参加人数：35 名



チームに分かれてアイデアの話し合い

図 4.2 市民ワークショップの概要

4-3-2 小規模公園・緑地活用アイデア

市民協働の小規模公園や緑地の活用アイデアをより充実したものとするために、平成 29 年度の市民ワークショップで出たアイデアに、平成 28 年度の市民ワークショップで出た小規模公園や緑地の活用に関わるアイデアを加え、一覧表にまとめました（表 4.1）。各々のアイデアは、例えば育てるや食べるなど生活の中に見られる活動ごとに分類しました。小規模公園や緑地を活用しながら、活動の選択肢を増やしていくことは、都市における私たちの生活をさらに多様で豊かなものにすると考えられます。

また、一覧表にまとめたアイデアのうち具体的な内容については、市民提案企画の例として詳細を記述しています（図 4.3）。

これらの市民ワークショップでのアイデアを基に検討を進め、将来的には小規模公園や緑地を活用してアイデアを実現したい市民の募集を行います。

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
食べる	民間に貸して屋台やキッチンカーの屋外カフェをつくろう
	収穫した野菜を使ってケータリングが提供できるようにしよう
	静かにお酒が飲めるバーイベントを開催しよう
	一品持ち寄り居酒屋をやってみよう
	近所みんなでランチをしてみよう
	屋外の子供食堂をやってみよう
料理する	畑で収穫した野菜で朝ごはんをつくろう
	各公園で異なるハーブを育て、公園をめぐる料理教室をやってみよう
育てる	体験農園に隣接しているという立地を活かして、シェア農園をやってみよう
	小さな公園は地域の人が自由に家庭菜園に利用できる畑にしよう
	レモンやオレンジなど実のなる樹木を植えよう
	ホップを育ててクラフトビールをつくろう
	小さな公園や緑地をガーデニングができる共用の庭としよう
	子供たちと一緒に植物を育てて近所の庭に配ろう
	虫を育てられる公園をつくろう

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
買い物する	農地の横の公園・緑地でファーマーズマーケットを開催しよう
	農家の朝市や産直等のマルシェを開催しよう
	バザーイベントをやってみよう
	移動販売を集めた市民ミニマルシェを開催しよう
	近所の人たちで 1 日限定カフェをやってみよう
	手づくり品の販売イベントをやってみよう
働く	屋外で仕事や勉強ができるコワーキングスペースをつくってみよう
交流する	本を物々交換できる青空図書館をつくろう
	おもちゃの物々交換所をつくろう
	近隣住民のオープンガーデンとして活用しよう
	色んな昔遊びが体験できる公園をつくろう
観る	ご近所で映画やスポーツ上映を楽しもう
	お花見ポイントを発見し花見会場プロデュースしよう
遊ぶ	小さな公園を常設のプレーパークにしよう
	公園全体をミニカーのコースにしてみよう
	夏場に思いっきり水遊びできる公園をつくろう
	落ち葉を使ってプールやアートをつくり、最後は焼き芋をやろう
	小さな公園をつないで宝探しゲームをやろう
	小さな公園をつないで肝試しをやろう
	公園全体を砂場にしよう
運動する	散策の休憩ポイントをつくり、小さい公園や緑地をめぐるウォーキングコースをつくろう
	公園をめぐるスタンプラリーをやってみよう
	地域の人みんなで楽しめる卓球場にしてみよう
	健康づくりに特化した公園をつくろう
感じる	アーティストや美大の学生と協働して、作品を展示する公園美術館をやってみよう
	公園で写真展を開催してみよう
	地域の人の作品を発表や展示できるようにしよう

表 4.1 市民ワークショップで出た意見のまとめ

活動の種類	意見
つくる	公園のベンチやテラスなどを DIY で製作し、休憩ポイントをつくろう
	DIY で色々な道具が製作できる会員制の工房をつくろう
	子供たちの野外工作教室をやってみよう
	公園にツリーハウスをつくろう
	DIY でオリジナルの秘密基地をつくろう
休む	ハンモックや寝そべれるベンチでお昼寝してみよう
	みんなで芝生を敷いて小さい子供がゴロゴロできる場所をつくろう
	ハンモックで寝そべりながらコーヒーを飲もう
泊まる	てぶらでキャンピングパークをやってみよう
学ぶ	アウトドア体験を兼ねた防災キャンプをやろう
	子供たちの青空教室をやってみよう
触れ合う	ペットと触れ合える専用公園をつくろう
その他	市民に専用公園として 1 日自由にレンタルできるようにしよう

番号	タイトル	企画内容
1	市民パークマルシェ	移動販売などを集めて、公園ごとにマルシェのテーマを設定し、小さな公園をめぐりながら楽しめるイベントを開催。 プロだけでなく、近所に暮らす人たちも気軽に出店でき、交流を楽しむことができる。
2	子供ライブラリー	公園に地域の共有本棚を設置し、子供たちの本を物々交換できるようにする野外ライブラリー。 ハンモックに揺られながら、コーヒーを片手に親子で読書を楽しむことができる。
3	サイレントバー	静かにお酒を楽しむバーイベントを開催し、公園をオシャレで大人の空間に変身させる。 将来的には、公園で育てたホップを使ったクラフトビールの飲み比べなどもやってみたい。
4	コミュニティ ハーブガーデン	公園ごとに種類の異なるハーブを育てる、会員制のハーブガーデンをつくる。 色々な種類のハーブガーデンをめぐりながら、ハーブを収穫し、ティーパーティーや料理教室などもやってみたい。
5	おばけやしき	小さな公園をお化け屋敷にみたく、小さな公園をめぐると肝試しイベントを実施。
6	DIY ものづくり公園	みんなで DIY ベンチやテラスなどを製作し、手づくり満載の秘密基地のような公園をつくる。 自由に DIY のものづくりができる工房を設置し、様々な道具をつくれるようにしていきたい。

図 4.3 具体的な市民提案企画の例

4-4 実現に向けた市民のアクション

市民協働の小規模公園や緑地の活用の本格実施に向けて、市民ワークショップのメンバーから希望者を募り、アイデアの実現に向けて試験的に取り組みをスタートしました。

現在は、小規模公園や緑地の活用に向けた企画の実現に向けて、市民とともにアクションを起こしています（図 4.4）。

各チームの取り組み内容	
① パークマルシェ（ひばり日和。）	
【目的】	
食をテーマに地域のつながりをつくる。	
【取り組み】	
小規模公園の活用について、市内の農家、武蔵野大学、指定管理者が連携し、主体的な市民がその中心となり、農家による野菜の直販や公園ピクニック&交流会を開催しました。このような取り組みを通して、マルシェやカフェのような場としての活用も含めて、小規模公園における様々な可能性について、地域の人々に発信しています。	
	
朝から行列ができるほどの人気に	マルシェの後は公園ピクニック&交流会
	
イベント終了後は公園をみんなで清掃	「ひばり日和。」のみなさん

図 4.4 市民のアクション（ひばり日和。）

各チームの取り組み内容

② ハーブガーデンプロジェクト（花の会）

【目的】

見て楽しむ、味わって楽しむ、造って楽しむ事を通した、園芸福祉活動。

【取り組み】

ハーブガーデンプロジェクトについては、西東京花の会の創立 20 年記念事業として検討され、さらに公園配置計画策定のためのワークショップにも参加するなかで、プロジェクトとして、11 月に発足しました。

このプロジェクトのコンセプトは花壇を見て楽しんで頂くだけではなく、ハーブを使った各種の講座を実施して、ハーブを様々な形で楽しんで頂く事を目的としています。

見て楽しむ、味わって楽しむ、造って楽しむ事を通して、園芸福祉活動をしていきたいと考えています。

今後は、ハーブガーデンや保谷町ローズガーデンなどのコンセプトを明確にした個性豊かな公園や花壇づくりを目指していく中で、小規模公園の活性化や花いっぱい運動、園芸福祉活動が推進されていくと考えております。



プロジェクト実現に向けた会議の様子

図 4.5 市民のアクション(花の会)

第5章 公園配置のビジョン

第5章 公園配置のビジョン

5-1 公園配置のビジョン

第3章においてとりまとめた公園配置の考え方について、具体的な公園空白地区や新設公園の位置、優先的にリニューアルを進めるみどりのシンボル拠点の位置などの位置関係が分かるように図に示しました。(図 5.1)

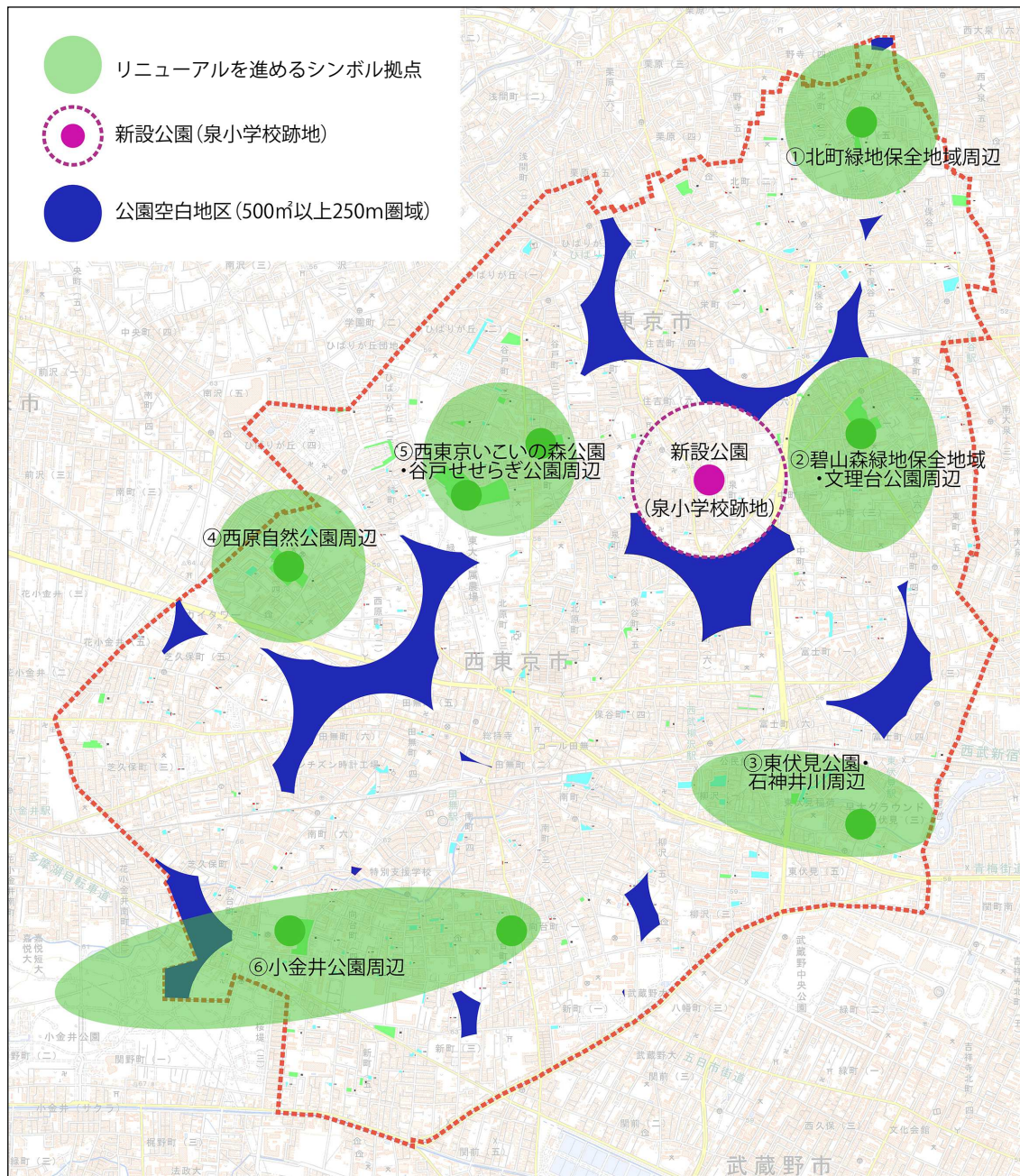


図 5.1 公園配置に関する位置関係図

このように先行的にリニューアルを進めるみどりのシンボル拠点と新設公園の整備予定である泉小学校跡地、今後優先的に整備を進めていく公園空白地区の位置関係は、比較的バランス良く配置されている状況が分かりました。公園空白地区の割合は市域の約 9.6% (約 1.5K m²) でした。

今後は、みどり基金を活用し、その時にもっとも優先的に整備が必要な事項を精査し、整備を進めていくことになります。

市内全域の公園を一度にリニューアルしたり活性化することは困難ですが、市民との協働により、公園をまちの資産として、これまで通りの使い方ではない、新たな利用の方法についても共に考えていきます。

■公園配置計画の考え方のまとめ

- ・ みどりのシンボル拠点を優先的にリニューアルします
- ・ 比較的大きな公園が周辺に無いところを公園空白地区として優先的に公園の整備を進めます
- ・ 老朽化した遊具などの施設の撤去や更新は地域のニーズにあった更新を推進します
- ・ 老木の伐採や適切な樹木の管理により、良質なみどりを確保します
- ・ 市民との協働や民間活力を活用して市民サービスの向上に努めます
- ・ あまり利用がみられない小規模公園や緑地では市民活動の場として利用できるようにサポートや規制の緩和等を検討します
- ・ 開発に伴う緑地を設置する必要がないと定める基準づくりや金銭納付が可能となる基準の見直し、みどり基金の活用範囲の見直しなどを行います
- ・ 収益施設の設置やネーミングライツ等、公園を活用した収益事業を検討します
- ・ 指定管理区域の拡充を進め、市民サービスの向上に努めます

5-2 公園づくりで「健康」に

「健康」応援都市の目指す公園づくりとは、市民協働の公園づくりを通して、社会参加やつながりの機会をつくるとともに、地域の公園を拠点にまち全体の健康づくりを推進することです。

市の応援する健康とは、市民の身体と心の健康と、まち全体の健康の両方から成り立つものです。市民ワークショップの参加者の一人が「仲間と一緒に公園づくりの活動に取り組んでいる自分たちは、身体を動かすだけでなく、生きがいを持てたり、地域の人と交流することで、さらに「健康」になっている気がする」と話してくれました。

市が取り組んでいる市民協働の公園づくりは、市民の活動を通して、地域に運動、つながりづくり、生きがいづくり、社会参加の機会等を創出することで、少しずつ自分たちの手で生活環境を豊かなものに変えていき、まち全体の健康づくりの実現を目指すものです。公園づくりの活動に参加することは、楽しみながら自らの健康づくり、さらにまちの健康づくりに取り組むことであり、そのことが自分の人生を豊かにすることにつながります。

そのような視点から、公園づくりの活動に参加する市民を増やすために、公園のサイズごとに、「公園配置計画の方針」、「課題」、「解決のアイデア」をまとめました（図 5.2）。

図 5.2 を活用することで、市民が生活の中で自分が関わり得る公園をサイズごとにリストアップし、それらの「課題」や「解決のアイデア」を知り、どのように活用すれば自分たちの生活をさらに楽しく豊かなものにできるのかを考え、市民同士で話し合うことができます。

市民の皆さまが、この計画書の内容を自らの生活に役立て、さらには公園を活用した豊かな生活や人生について友達や家族とともに話し合いながら、「健康」応援都市の目指す公園づくりの活動に参加してくれることを期待します。

※XS・S・M・Lの区分は、平成28年に実施した公園実態調査のサイズ区分による

	共通	XSサイズ(100㎡未満) ・1～3人で使ってみよう ・30帖のリビング	Sサイズ(100～300㎡) ・10人で使ってみよう ・100帖の大広間
公園配置計画 の方針		【基本方針③】 ・老朽化した公園配置等はニーズに合った更新をしよう 【基本方針⑤】 ・小規模公園や緑地を魅力的に使いこなそう 【基本方針⑥】 ・財源確保の方法を検討しよう	
課題	◆維持管理費を抑えながらできる、魅力的な公園づくりとは？ 【ハード】 ・植栽やベンチ、遊具、トイレ等の公園設備の管理をさらに充実させたものにしたい 【ソフト】 ・維持管理費を抑えながら魅力的な活用や運営ができるようにしたい ・公園づくりの活動を充実させるため情報発信を充実させていきたい	◆活用のみられない小さな公園の使い方とは？ 【ハード】 ・ベンチや遊具など何もない公園は、使い方がイメージできない ・植栽のない緑地もあり、みどりの質を確保していきたい ・開発により小さな緑地や公園が提供される際には、地域に本当に必要なのか十分に議論していきたい 【ソフト】 ・小さい緑地や公園はほとんど使われていない ・小さすぎて公園であることが地域に認知されていない	
解決の アイデア	◆公園で楽しく活動する人を増やそう！ 【市民ができること】 ・公園づくりの活動を実践し、活動に参加する楽しさを伝えよう ・地域みんなで公園の使い方や運営方法を考え、実践しよう 【市民と公園管理者が協働してできること】 ・講座などを開催し、公園づくりの知識やスキルを持った市民を増やそう ・市民の公園づくりの活動のバックアップや情報発信を行おう ・みどり基金の充実やみどりの質の確保に向けて協議を行おう	◆小さな公園をクリエイティブに使いこなそう！ 【市民ができること】 ・公園の使い方のイメージが広がるアイデア集をつくろう 【市民と公園管理者が協働してできること】 ・アイデア集をヒントに、市民のアイデアを実現していこう ・市民の公園づくりの活動や想いを地域内外に発信していこう <アイデアの例> ・ベンチやテラスなどDIYで公園をつくろう ・ホップを育てクラフトビールづくりを行ったり、公園にBARをつくってみよう ・移動販売などをやってみたい事業者に貸してみよう ・ハーブや野菜等を育て食べられる地域の庭をつくろう ・ファーマーズマルシェや青空カフェをやってみよう ・小さな公園をつなぎ魅力的なウォーキングコースをつくろう	

新しい機能や
使い方に転換



M サイズ(300～500 m²) ・ 50 人で使ってみよう ・ 200 帖の球戯場(バレーボール)	L サイズ(500 m²～10,000 m²) ・ 100 人で使ってみよう ・ 300 帖の体育館以上(バスケットボール)
【基本方針③】 ・ 老朽化した公園配置等はニーズに合った更新をしよう 【基本方針⑥】 ・ 財源確保の方法を検討しよう	【基本方針①】 ・ 大きな公園は個性を生かしたりリニューアルをしよう 【基本方針②】 ・ 公園空白地区には新たな公園を設置しよう 【基本方針③】 ・ 老朽化した公園施設等はニーズに合った更新をしよう 【基本方針⑥】 ・ 財源確保の方法を検討しよう
◆地域の特性に合った公園の使い方とは？ 【ハード】 ・ ベンチや遊具など公園設備や植栽の管理が行き届いていない公園がみられた 【ソフト】 ・ ボール遊びや火気など公園での禁止事項が多い ・ 高齢化が進んでいる地域に遊具のある児童遊園があるなど地域のニーズと合っていないものもある	◆公園をさらに使ってもらうためのしくみとは？ 【ハード】 ・ 「あの公園に行きたい」と思えるような個性ある魅力的な公園が少ない 【ソフト】 ・ 広場があるのに禁止事項が多く、公園を自由に使えない ・ 子育て世代から高齢者まで、幅広い世代が使いたくなる公園が少ない
◆地域で話し合いながら公園でできる活動を増やしていこう！ 【市民ができること】 ・ 利用がみられる公園については、ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう ・ スポーツゴミ拾いなど、参加したくなるような清掃イベントを実施しよう 【市民と公園管理者が協働してできること】 ・ 地域で話し合いながら、公園設備をリニューアルしていこう（例えば遊具を健康遊具に変更） ・ 農地の隣の公園は、食をテーマに収穫した野菜を食べたりできるなど地域特性を生かした活用をしよう ・ 公園設備リニューアルのための地域のニーズの把握を行おう	◆公園で収益をあげる仕組みをつくろう！公園のファンやできる活動を増やそう！ 【市民ができること】 ・ ルールづくりを行い、ボール遊びなど公園でできる活動を増やそう 【市民と公園管理者が協働してできること】 ・ 愛称をつけたり、魅力的な遊具や起伏をつくる等、公園に個性をつくろう ・ 公園の管理棟等を改修し、民間のカフェやお店を誘致することで公園で収益をあげる仕組みをつくろう ・ 公園の活動プログラムや空間の魅力でブランド化を図り、オリジナルグッズ等の販売や広告収入で収益をあげる仕組みをつくろう

既存の機能や
使い方を充実

図 5.2 公園のサイズごとの戦略一覧

※本計画書の人物写真は、承諾を得て掲載しています。

資料編

1 用語解説

【ア行】 _____

空き地

屋外利用地・仮設建物等（材料置き場、屋外駐車場、中古車センター等）や公園・運動場等（公園緑地、野球場、ゴルフ場、墓地等）、未利用地等（建物を伴わない宅地、建築中で用途不明なもの、廃屋等）の総称。

エコロジカル

生態学的な。また、自然や環境と調和するさま。

エリアリノベーション

空きビルや空き家を改装し、新たな価値を加える『リノベーション』。それが広がって、エリア全体が賑わいを取り戻すこと。

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことであり、NPO法人のうち一定の基準を満たし所轄庁の認定を受けた法人を認定NPO法人といい、税制上の優遇措置を受けることができる。

オープンスペース

一般的には、子どもの遊び場や遊歩道、植栽などが整備された広場・庭園など、住民にとって快適な、憩いのスペースとして活用されている空間のこと。

【カ行】 _____

基金

特定の目的を定めて、あらかじめ事業費用などの積み立てを行う制度。

基本構想

市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの方向性等を示すもの。

共助

互いに助け合うこと。

協働

市民活動団体と市が、①相互に対等な関係の下、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること。

建蔽率

敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合のこと。防火上と住環境配慮目的がある。

公募設置管理制度（Park-PFI）

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

公助

公的機関が援助すること。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

コミュニティガーデン

住民が市と協働で管理している公園や緑地など。

コワーキングスペース

事務所や会議室などを共有しながら独立した仕事を行う共働ワークスタイルを提供すること。

コンソーシアム

互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。共同事業体。

【サ行】

シェア農園

都市の住民などが自然に親しむためにレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培を行ったり、高齢者が健康や自らの生きがいのために利用したり、また、食育や情操教育の観点から幼児・児童・生徒の体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用するための農園。近年では企業の福利厚生や、食育、CSRなどの目的で利用される例も増えている。ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、日本では市民農園と呼ばれるほか、レジャー農園、体験農園、レンタル農園などとも呼ばれる。

指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

市民協働

市民、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、企業、市などのさまざまな主体が、公共の利益に資する同一の目的をもって取り組むまちづくり活動に対し、対等の立場で連携の上、協力し、及び協調して取り組むこと。

シンポジウム

特定のテーマについて座談会や講演・事例紹介などを行う場のこと。

スキルアップ

腕前を上げること。技術力を高めること。

ストック効果

整備された社会資本（社会インフラ）が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果。

雑木林

クヌギやコナラなどの広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある。

総合計画

財政・経済・防災・環境・保健福祉・教育・まちづくりなど、市政全般にわたる基本方針と施策内容をまとめたもの。

ソフト

目に見える建物や公園といったハードに対して、その中で行われる活動や行為など目に見えないもの。

【タ行】

地域格差

地域間における所得やインフラなどの差のこと。

地域のブランド化

地域に対する共感や信頼などを通じて顧客（来訪者）にとっての価値を高めていくマーケティング戦略の1つ。組織的かつ長期的な取り組みのことをいう。

地区計画

用途地域のような広域的な視点からのゾーニング手法に対して、地区からの発想できめ細やかな地区の特性に応じたまちづくりを行うための手法で、建物の用途・高さ・壁面位置などを地域住民が参加して検討し定め、地区の環境保全・改善を図るもので、規制強化と併せて容積率規制の緩和などを行う場合もある。

デザインコード

デザインの構成要素である「色」、「形」、「素材」などの共通性、約束事をしめす。

DIY

専門業者ではない人がする自作や修繕のこと。英語の Do It Yourself（ドゥ イット ユアセルフ）の略語で、「自身でやる」の意。

都市計画マスタープラン

1992 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のこと。

都市のリノベーション（都市再生）

物的環境が悪化した既成市街地を安全・健康・文化的な市街地に再生させるための都市計画であり、その手法によって再開発・修復・保全に 3 区分されている。都市環境を物的に更新し、都市機能を回復させるための一連のハードな都市計画事業のこと。

都市マネジメント

管理すること。特定の都市独自の目的を達成するために必要な要素を分析し、成功するための活動を起こすこと。また、都市活動に参加する市民の能力やモチベーションを引き出し、各人が活躍できるよう支援すること。

都市公園法に基づく各公園の定義

街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園は、面積 4 ha 以上を標準とする。

総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。公

	害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

【ナ行】

ネーミングライツ

人間や事物、施設、キャラクターなどに対して命名することができる権利である。

【ハ行】

パークマネジメント

従来の行政主導の公園管理から転換し、市民・NPO・企業などと連携しながら利用者の視点にたって整備、管理していく運営手法。

パブリックコメント

国の行政機関が政令や省令などの案をあらかじめ公表し、広く国民から意見や情報を募集

する手続き。

バリアフリー化

段差の解消や手すりの設置などによって、空間の移動や利用の際の障害をなくすこと。誰にとっても利用しやすいようにあらかじめ作っておく「ユニバーサルデザイン」の考え方も一般化してきている。

ビジョン

将来のある時点でどのような発展を遂げていたか、成長していたいかなどの構想や未来像。またそれらを文章などで描いたもの。

ファーマーズマーケット・ファーマーズマルシェ

主にその地域の生産者農家が複数軒集まって、自分の農場でつくった農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場。

プレーパーク

子供たちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことの出来る遊び場。

ブランド化

ブランドとして認知されること。

ポケットパーク

街角のちょっとした空間を利用して整備される小さな公園のこと。

ボランティア

自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動。社会福祉、教育、環境保全、保健など、社会全般を対象とする。一般的な理念として、自分から行動すること、ともに支え合い協力し合うこと、見返りを求めないこと、よりよい社会の実現を目指すこと、などがあげられる。

【マ行】

みどり基金

緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため、市の条例で設置された基金。

みどりの基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。都市緑地法第4条に定めがあり、これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。

みどりのシンボル拠点

平成16年7月にまとめられた「西東京しみどりの基本計画」の中でみどりの将来都市構造のなかで特に根幹的・象徴的なみどりの拠点を示している。

民間ノウハウ

政府、自治体に代わって、民間部門の知識や地域に根付く習慣を用いて運営を行うこと。民間活力の1つ。

メモリアル

出来事や人物を記念するもの。転じて記念日や記念碑をさす。

メリット

ある物事を行なって生じる利益や価値。

【ラ行】

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

リニューアル

一新する行為。改め、刷新、更新、一新。更改部分を取り替えるまたは壊れているものを組み立てることにより修復する行為。

レクリエーション

主として自由時間に行われる自発的、創造的な人間活動をいう。楽しみとして行われるもので、実益性をもたない活動とされるが、レジャーと異なり、個人の健康を害したり、反社会的とみなされたりする活動は含まれない。

ロゴ

会社名・商品名などの文字を特別にデザインしたもの。意匠文字。

【ワ行】

ワークショップ

気軽に意見を出し合えるように、図面を利用するなどの工夫がなされた全員参加型の会議形式のこと。

2 公園配置計画策定フロー

【市民との検討】

市民ワークショップ



全 2 回の市民ワークショップを開催し、公園づくりの活動をしている団体及び個人や公園づくりに関心のある市民とともに検討しました。

- ・第 1 回 市民ワークショップ 平成 29 年 7 月 9 日
- ・第 2 回 市民ワークショップ 平成 29 年 9 月 9 日

公園市民懇談会



全 4 回の公園市民懇談会を開催し、有識者、公園ボランティア及び公募市民とともに検討し、より広義で専門的な内容について議論を深めました。

- ・第 1 回 公園市民懇談会 平成 29 年 5 月 26 日
- ・第 2 回 公園市民懇談会 平成 29 年 9 月 9 日
- ・第 3 回 公園市民懇談会 平成 29 年 10 月 26 日
- ・第 4 回 公園市民懇談会 平成 30 年 2 月 7 日

パブリックコメントの実施

計画の素案についてのパブリックコメントを以下の期間実施しました。

- ・平成 29 年 12 月 15 日から平成 30 年 1 月 10 日

【庁内関係各課との検討】

公園配置計画策定庁内検討委員会

庁内関係各課との検討委員会を以下の日付で開催しました。

- ・第1回 公園配置計画策定庁内検討委員会 平成29年5月11日
- ・第2回 公園配置計画策定庁内検討委員会 平成29年7月24日
- ・第3回 公園配置計画策定庁内検討委員会 平成29年10月20日
- ・第4回 公園配置計画策定庁内検討委員会 平成29年11月27日
- ・第5回 公園配置計画策定庁内検討委員会 平成30年1月26日

3 市民ワークショップの記録

① 第1回 市民ワークショップ



開催概要

日時：2017年7月9日（日） 14:00～16:00

場所：西東京いこいの森公園

主催：西東京市 みどり環境部 みどり公園課

当日のプログラム

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 開会あいさつ | 4. フィールドワーク |
| 2. 前年度のふりかえり | 5. 話し合い&発表 |
| 3. 公園配置計画について | 6. 閉会 |



「にしめがね」は、市民の視点から地域の生活に根差した公園のあり方を考え、私たちの生活をより豊かにするための活用のアイデアや公園づくりを実現するためのプロジェクトです。

7月9日(日)に第4回ワークショップが開催されました。当日は、20～80代の男女34名の参加があり、公園の活用のアイデアなどについてさまざまな意見が交わされました。

このレポートでは、当日の様子やワークショップで出た意見の一部をご紹介します。

公園配置計画の考え方（西東京市より）

意見交換の前に、西東京市みどり公園課より、公園配置計画についての考え方について説明がありました。

3つの視点と方向性

西東京市の公園配置計画は以下の3つの視点および方向性を基に検討を進めます。

◎視点

1. 「健康」応援都市における公園づくりについて
2. 公園の活用について
3. 公園整備・維持管理における財源確保について

◎方向性

1. 公園の適正配置について
2. 地域コミュニティの醸成について
3. 公園ボランティアや民間の活力の活用について



「健康」応援都市における公園づくり

3つの視点および方向性を踏まえ、「健康」応援都市における公園づくりは、以下の6つの内容の検討を進めます。

①公園リニューアル（大規模再整備）と特色づくり

- ・みどりの基本計画の中にある「みどりのシンボル拠点」を優先し、利用者の多い公園緑地をリニューアル

②公園整備（新設公園）

- ・公園空白地区の基準の見直し
- ・借地公園や生産緑地等の土地売却発生時における新設公園整備の推進

③公園施設等の老朽化対策

- ・公園遊具等の老朽化に伴う更新
- ・樹木の老木化への対応
- ・利用者の安全管理

④市民協働の推進、民間能力の活用

- ・様々な市民協働の取組み、市民の主体性のある取組み、民間との連携などによる対応

⑤小規模公園等の有効活用

- ・市民や民間等による公園の維持管理・活用の促進
- ・公園以外の公的活用の検討

⑥財源確保の方法

- ・みどり基金の充実と活用
- ・みどり基金の原資である金銭納付の促進
- ・維持管理費の確保・抑制

② 第2回 市民ワークショップ



開催概要

日時：2017年9月9日（土） 14：00～16：00

場所：西東京エコプラザ

主催：西東京市 みどり環境部 みどり公園課

当日のプログラム

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 開会あいさつ | 4. 宿題の共有 |
| 2. 前回のふりかえり | 5. 話し合い&発表 |
| 3. 公園配置計画の内容 | 6. 閉会 |



「にしめがね」は、市民の視点から地域の生活に根差した公園のあり方を考え、私たちの生活をより豊かにするための活用のアイデアや公園づくりを実現するためのプロジェクトです。

9月9日(土)に第5回ワークショップが開催されました。当日は、20～80代の男女34名の参加があり、公園の活用のアイデアなどについてさまざまな意見が交わされました。

このレポートでは、当日の様子やワークショップで出た意見の一部をご紹介します。

[illegible]

チームに分かれて小規模公園活用のアイデアづくりを行いました。今回は、チームメンバーをシャッフルしながらアイデア出しをすることで、様々な視点からアイデアを発想しました。

種類	活動のアイデア
食べる	・静かにお酒が飲めるバーイベントを開催しよう ・一品持ち寄り居酒屋をやってみよう ・近所のみんなでランチをしてみよう ・屋外の子供食堂をやってみよう
料理する 育てる	・畑で収穫した野菜で朝ごはんをつくろう ・各公園で異なるハーブを育て、公園をめぐる料理教室をやってみよう ・レモンやオレンジなど実のなる樹木を植えよう ・ホップを育ててクラフトビールをつくろう ・子供たちと一緒に植物を育てて近所の庭に配ろう
買い物する	・農家の朝市や産直等のマルシェを開催しよう ・移動販売を集めた市民ミニマルシェを開催しよう ・近所の人たちで1日限定カフェをやってみよう ・手づくり品の販売イベントをやってみよう
働く	・屋外で仕事や勉強ができるコワーキングスペースをつくってみよう
交流する	・本を物々交換できる青空図書館をつくろう ・おもちゃの物々交換所をつくろう ・色んな昔遊びが体験できる公園をつくろう
観る	・ご近所で映画やスポーツ上映を楽しもう ・お花見ポイントを発見し花見会場プロデュースしよう
遊ぶ	・公園全体をミニカーのコースにしてみよう ・夏場に思いっきり水遊びできる公園をつくろう ・落ち葉を使ってプールやアートをつくり、最後は焼き芋をやろう ・小さな公園をつないで宝探しゲームをやろう ・小さな公園をつないで肝試しをやろう ・公園全体を砂場にしよう
運動する	・地域の人みんなで楽しめる卓球場にしてみよう ・健康づくりに特化した公園をつくろう
感じる	・公園をつかって写真展を開催してみよう ・地域の人の作品を発表や展示できるようにしよう
つくる	・公園のベンチやテラスなどをDIYで整備し、休憩ポイントをつくろう ・DIYで色々な道具がつけられる会員制の工房をつくろう ・子供たちの野外工作教室をやってみよう ・公園にツリーハウスをつくろう ・DIYでオリジナルの秘密基地をつくろう
休む	・ハンモックや寝そべれるベンチでお昼寝してみよう ・みんなで芝生を敷いて小さい子供がゴロゴロできる場所をつくろう ・ハンモックで寝そべりながらコーヒーを飲もう
泊まる	・てぶらでキャンプをやってみよう
学ぶ	・アウトドア体験を兼ねた防災キャンプをやろう ・子供たちの青空教室をやってみよう
触れ合う	・ベットと触れ合える専用公園をつくろう ・虫を育てられる公園をつくろう

4 公園市民懇談会議事録

・西東京市市民懇談会委員名簿

氏名	区分	備考
伊藤 泰彦	学識経験者	武蔵野大学工学部建築デザイン学科 教授
藤元 由記子	学識経験者	株式会社ブックエンド 代表取締役
池田 干城	公園ボランティア	西原自然公園を育成する会 代表
中村 賢司	公園ボランティア	西東京自然を見つめる会 代表
水井 高志	公園ボランティア	特定非営利活動法人西東京花の会 理事
榎本 紘子	公募市民	—
大矢 隆治	公募市民	—

※順番は区分ごとの 50 音順

・第1回 議事録

会議の名称	平成29年度 第1回 西東京市公園市民懇談会
開催日時	平成 29 年5月 26日 14 時 00 分から 15 時 30 分まで
開催場所	エコプラザ西東京 会議室
出席者	委員:伊藤委員(座長)、藤元委員(副座長)、水井委員、池田委員、中村委員、榎本委員、大矢委員 指定管理者:西東京の公園・西武パートナーズ(NPO birth) 礒脇 事務局:事務局:みどり環境部長 松川、みどり公園課長 森下、課長補佐 高井、公園計画係長 安達、公園計画係担当 高島、高橋 委託業者:株式会社 studio-L 山本 伊藤研究室:若松
議 事	1 開会 2 西東京市公園配置計画策定の方向性について 3 スケジュールについて 4 西東京市公園配置計画策定の進め方について 5 その他 6 閉会
会議資料 の 名 称	資料 1 公園実態調査について(概要) 資料 2 西東京市における公園配置計画の方向性について 資料 3 公園配置計画の関係図 資料 4 公園配置計画年間スケジュール(予定)
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○開会	
(座長)	
～あいさつ、出席者の確認～	
(事務局)	
～資料確認～	
○事務局より挨拶	
(事務局)	
昨年度は、市民ワークショップや公園市民懇談会を通して、市民のみなさんとともに公園実態調査を実施しました。今年度はその調査の内容を踏まえ、市民のみなさんとともに、公園配置計画をまとめていきます。 配置計画の策定にあたり、市では 3 つの方針と方向性を作成しました(詳細は資料 2:公園配置計	

画の方向性について参照)。特に、本市では「健康」応援都市の実現を総合戦略の基軸に据えており、公園づくりにおいてもこの視点が重要であると考えています。この視点の基づき、「健康」というものを公園配置計画の主軸とすることで、人のこころや身体に健康に貢献し、さらには、まち自体を健康なものにしていくことを目指します。

今年度の配置計画の策定についても、公園市民ワークショップおよび公園市民懇談会の開催を通して、市民のみなさんとともに進めていきます。基本的には、公園市民懇談会のメンバーも参加している公園市民ワークショップを軸に、公園配置計画策定に向けた話し合いを進めます。公園市民ワークショップでは、公園の活用等の具体的な活用方法や活動についても話し合います。その中で、公園市民懇談会の役割としては、公園市民ワークショップでの意見などを踏まえながら、公園配置計画の策定に向けて、俯瞰的な視点で話し合っていく場であると位置づけています。

○西東京市公園配置計画の方向性およびスケジュールについて

(事務局)

みどり公園課では、これまでも市民協働の公園づくりに積極的に取り組んできました。その中でも、市民協働で公園の実態調査を行い、さらには公園配置計画を策定するというのは初めての取り組みです。今年度は、市民のみなさんが実施した調査の実感を持って、計画づくりに取り組んでもらえると思います。

公園配置計画の方向性およびスケジュールについて説明。詳細は、以下の資料を参照。

- ・資料2:西東京市における公園配置計画の方向性について
- ・資料3:公園配置計画の関係図について
- ・資料4:公園配置計画年間スケジュールについて

○西東京市公園配置計画の進め方について

(studio-L)

PPTにより、今年度の進め方について説明。内容についての意見や質問は以下に記載。

(委員)

今年度の市民ワークショップのメンバーは前年度と同じですか？また、小さな公園を活用して、アイデアの実現を目指そうとありましたが、対象としている公園はありますか？

(studio-L)

市民協働で公園実態調査を実施した趣旨を踏まえると、市民ワークショップのメンバーの中心は、

前年度と同じであることが望ましいと考えます。しかし、全員に継続して参加してもらうのも難しいので、一部、新しいメンバーが入ることも想定されます。

また、小さな公園を活用してアイデアの実現を目指す際には、まずは市民ワークショップの有志のメンバーとともに取り組むことを想定しています。

対象となる公園については、前年度に調査を実施した公園を想定しています。

(委員)

今年度は相談が必要ですが、将来的にはアイデアを実現する公園については、参加者が取り組んでみたい公園を募り、実施する方法が、参加者のモチベーションが上がると思います。

(studio-L)

了解しました。今年度の対象公園について、事務局と相談させていただきます。

(委員)

公園配置計画を公園活用のアイデア集としてまとめるかどうかという意見について、世代ごとの公園の活用という視点を踏まえて、まとめることも考えられると思います。例えば、公園を活用している世代の1つは小学生ですが、彼らは主に平日の夕方などに公園で遊びます。そのように、世代ごとに公園を活用する時間帯や活用したくなる公園が違うので、そのような視点が加わるとより充実した配置計画になると感じました。

(studio-L)

ありがとうございます。配置計画について、世代や時間帯の視点でまとめられるか検討します。

(委員)

健康という視点は公園づくりにとって、とても重要であると思います。自分も公園づくりに取り組む中で、自分自身がより健康になっていると実感します。今後、たくさんの人に公園づくりに関わってもらうためには、公園づくりは健康に良いという視点で誘っていったらどうかと思います。

(委員)

小さな公園の活用だけでなく、公園の統廃合やこれ以上小さな公園を増やさない制度や仕組みの検討も同時に進める必要があると考えます。

(委員)

小さな公園の活用においては、例えばグリーンネットワークの考え方のように、複数の緑や公園をつなぎながら、活用を進めていく視点が大切であると考えています。そのような視点に立って考えると、仮に見かけ上は、小さな公園の一つにあまり活用がみられなかったとしても、それはある高齢者にとっては、散歩コースの休憩場所としてなくてはならない空間かもしれません。

(座長)

前年度も公園市民懇談会の中で、開発事業における公園緑地の保全・再生についての話し合いを行いました。今年度も継続して話し合いを行うことで、望ましい制度や仕組みについても検討することが必要かもしれません。

○その他

(studio-L)

今後の市民懇談会では、公園配置計画について話し合うだけでなく、例えば海外の公園づくりなどを学び合う機会にしてはどうでしょうか？

(委員)

国内外の先進事例を学ぶことは面白いと思うので、市民ワークショップでも紹介してもらうのが良いと思います。また、一方で本市にも公園づくりに関わる魅力的な取り組みをしている団体や人がいます。そういう取り組みも紹介してもらえると良いと思います。

(studio-L)

了解しました。国内外の先進事例について、専門的な内容になることもあるので、市民ワークショップで共有できるものは、そちらでも紹介します。地域の魅力的な事例については、市民ワークショップの中で紹介していきたいと思います。

○閉会

(座長)

次回懇談会は、市民ワークショップと同日の開催になります。市民ワークショップの前後に開催する予定です。

・第2回 議事録

会議の名称	平成28年度 第2回 西東京市公園市民懇談会
開催日時	平成 29 年 9 月 9 日 12 時 30 分から 13 時 30 分まで
開催場所	エコプラザ西東京 会議室
出席者	委員:伊藤委員(座長)、藤元委員(副座長)、水井委員、池田委員、榎本委員、大矢委員 指定管理者:西東京の公園・西武パートナーズ(NPO birth) 磯脇 事務局:みどり環境部長 松川、みどり公園課長 森下、課長補佐 高井、公園計画係長 安達、公園計画係担当 高島、高橋 委託業者:株式会社 studio-L 山本、塩成 伊藤研究室:若林
議 事	1 開会 2 公園配置計画策定概要について 3 公園配置計画策定スケジュールについて 4 その他 第三回 市民懇談会の日程 10 月 26 日 ヒアリング&意見交換会 9 月 24 日 10:00 5 閉会
会議資料 の 名 称	・資料1:公園配置計画策定概要 ・資料2:公園配置計画策定スケジュール ・参考資料1:公園配置計画における対象公園及び公園の配置の検討について ・参考資料2:開発事業における公園緑地の保全・再生について(案)
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○開会	
(座長)	
～あいさつ、出席者の確認～	
(事務局)	
～資料確認～	
○事務局より挨拶	
(事務局)	
第 2 回市民懇談会をはじめます。事務局で配置計画の骨格をまとめました。これまでの議論や昨年度の実態調査に従い、課題が見えてきたものを整理しました。これから中身について議論を	

していきたいです。今回、公園がどれくらい空白なのかという資料も作成したので、この点についても意見をもらいたいです。また財源確保という視点で、人にやさしいまちづくり条例で緑地を提供してもらっていましたが、これに関しても課題があったので、どのようなのが効率的なのかを資料にまとめていますので、議論をしていきたいと思います。

○配布資料の確認

配布資料は以下となります。

資料1:公園配置計画策定概要

資料2:公園配置計画策定スケジュール

参考資料1:公園配置計画における対象公園及び公園の配置の検討について

参考資料2:開発事業における公園緑地の保全・再生について(案)

○西東京市公園配置計画の概要について

(事務局)

いままでの意見交換や公園実態調査を踏まえて事務局で検討した公園配置計画の概要について説明。

○西東京市公園配置計画に対する質疑応答

(座長)

④の市民協働との推進・民間活力の採用の部分に市民ワークショップの中で出てきた、活動したい人のアイデアを位置づけておいた方がいいと思います。

(委員)

⑤の占用要件の緩和というのは具体的には何のことを指していますか。

(事務局)

都市公園法の改正を受け、法の趣旨に則り、公園における占用要件を緩和できないかという考え方を示しています。

(委員)

③の公園空白地区の見直しを具体的に説明をお願いします。

(事務局)

特定のサイズの公園を基準として、その公園の誘致距離によってカバーされないところを公園空白地区としています。ここで問題になるのは、どの規模の公園を基準に考えるか、さらにはどれくらい

を誘致圏に設定するかということです。現在は M サイズの公園を基準に誘致圏を設定していますが、それをさらに小さいサイズにするかどうかを見直す等がこれにあたります。誘致圏や基準面積をどのように決めていくのかは、昨年度の公園実態調査の結果なども踏まえながら検討していくのが良いと思います。

(委員)

借地公園の位置づけの説明をお願いします。

(座長)

借地公園を配置済みとして位置づけされると、公園空白地区の緩和となってしまうそうです。

(委員)

借地公園はこれから増やす予定ですか。借地公園を増やすとなると遺産相続等の問題で将来的に問題が起これると思われます。

(事務局)

借地公園が相続等の問題により地主が売却する場合は、市として必要な公園であれば公園として買い取っていかうという考えです。従って借地公園を増やすという意図はありません。ただ、購入する上での財源の問題は別途検討する必要があります。

(委員)

小さい公園が多いという本市の課題の解決策として、活用という方向性で進めているが、公園の統廃合の検討は必要ではありませんか。また、配置計画の中でその点、位置付けておく必要はありませんか。

(事務局)

みどりを確保するための「人にやさしいまちづくり条例」にともなう提供公園であることから、活用が少ないからといって、統廃合を検討することは難しいと言えます。ただ、将来的には、周辺に小さな公園が点在している場合は、それらをまとめて1つの公園にすることなども検討しています。

(座長)

「使いやすい小規模公園にするために、設置に関して指導する」という文言を入れられると良いかもしれません。

(委員)

公園におけるベンチ設置が不十分に感じます。市として緑地の設置に重きが置かれており、利用が二の次になっているように感じています。

○今後の進め方について

(事務局)

ヒアリングという形式で9月24日の10時ごろに意見交換を進めていきたいと思います。今回の概要等々も含め、よりよい配置計画を進めていきたいと考えています。また10月の第3回公園市民懇談会には計画素案を出す予定です。その際改めてみなさんと配置計画について審議していきたいと思っています。それを受けてパブリックコメントを受け付け、第4回公園市民懇談会で内容を確定していきます。

○その他

(座長)

意見交換の場に参加できない可能性があるため、現段階の公園配置計画に対しての私の考えを述べさせてください。④は表現がとても硬い印象を持っています。具体的な活動につながるようなことが記載されているといいと思います。②の新設公園については、公園空白地区として保谷の北と南、一部田無の北があります。この空白地区を優先して公園を整備していく話になっているが、みどりのシンボル拠点を見ると、田無の南はみどりのシンボル拠点が必ずしも多いとは言えないと思います。それを踏まえ、公園空白地区の可能性を削ってしまってしまうのではないかと思います。田無の南の方の植木の圃場に後継者がいなくなり、開発が進んでいます。市民が開発することが必要だと踏まえると、そこについて検討する余地を残して置いた方がいいと思います。1つ目は借地公園、公園空白地区の生産緑地等の売却。2つ目はみどりのシンボル拠点における田無エリアの生産緑地の売却にあたり、取得の是非を検討するという風にしてもらいたいです。

-了-

・第3回 議事録

会議の名称	平成29年度 第3回 西東京市公園市民懇談会
開催日時	平成 29 年 10 月 26日 14 時 00 分から 14 時 00 分まで
開催場所	エコプラザ西東京 会議室
出席者	委員:伊藤委員(座長)、藤元委員(副座長)、池田委員、榎本委員、大矢委員 指定管理者:西東京の公園・西武パートナーズ(NPO birth) 磯脇 事務局:みどり環境部長 松川、みどり公園課長 森下、課長補佐 高井、 公園計画係長 安達、公園計画係担当 高島、高橋 委託業者:株式会社 studio-L 山本 伊藤研究室:若松
議 事	1 開会 2 公園配置計画について 3 その他 4 閉会
会議資料 の 名 称	・第3回 西東京市公園市民懇談会 次第 ・西東京市公園配置計画素案(案)
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○開会	
(座長)	
～あいさつ、出席者の確認～	
(事務局)	
～資料確認～	
○事務局より挨拶	
(事務局)	
前回の公園市民懇談会及び追加ヒアリングでは、委員のみなさんから様々なコメントをいただき、ありがとうございます。委員のみなさんにいただいたコメントを踏まえ、公園配置計画素案を作成しました。素案の内容については、本日の懇談会でご説明させていただきます。本日の懇談会の中で、みなさんからさらなるコメントをいただけたらと思います。	
○本日の進め方について	
(座長)	
本日は素案の確認が主な議題となっています。公園市民懇談会終了後は、事例勉強会として、藤元委員より本市における公園活用の参考となり得る海外事例について紹介していただく予定	

です。

素案についてはヴォリュームが多いので、本日の懇談会とは別にヒアリング及び意見交換会を開催し、委員のみなさんから意見をいただくことも検討しています。

まずは事務局より素案の説明をお願いします。章ごとに区切り、委員のみなさんからコメントをいただきたいと思います。

○公園配置計画素案について

(事務局)

事務局より公園配置計画素案を各章ごとに説明。

◆序章

(委員)

P2 の「ストック効果」という表現について、市民目線の分かりやすい表現を使用するのが良いのではないのでしょうか。

(事務局)

「ストック効果」とは、既存の公園を最大限活用し市民サービスを向上させていくという意味で使っています。しかし、この文章は国土交通省の「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」の抜粋を引用している部分です。

そのため文章表現は変更せずに、引用部分を四角で囲むことで、引用文であることが分かるようにします。

◆2 章

(座長)

図 2-4 が市域のどこのエリアなのか分かるようにしてはどうでしょうか。

(事務局)

了解しました。

◆3章

【基本方針①】

(委員)

大規模公園や比較的大きな公園など、公園の用語が様々で分かりにくいのではないのでしょうか。

(事務局)

p16 に面積規模ごと公園の用語を定義づけています。昨年度の公園実態調査の中では公園を XS から L まで面積規模ごとに分けて整理しています。その呼び方を踏襲するかどうかは別と

して、面積規模ごとの違いを表現しようと考えています。

(委員)

西東京市には大規模な公園がほとんどありません。そのため大規模という表現は使用せず、7000 m²以上の公園を大きな公園と呼ぶのが現状にも合っているかもしれません。それに続く規模のものを比較的大きな公園、比較的小さな公園など分かりやすい言葉で整理すると良いのではないのでしょうか。

(委員)

上記の意見に概ね賛成です。素案で大規模公園と定義された公園について、近隣自治体の大規模公園と比較すると大規模といえるのかどうか難しいところがあります。大きな公園や比較的大きな公園という呼び方でも市民目線では分かりやすいと感じます。

(座長)

方針①で公園のリニューアルの優先順位付けを行うためにも公園の規模は明確にしておいた方が良いと思います。大規模公園については、シンボル拠点と呼んでしまっただけではどうでしょうか。大規模公園における大矢委員の視点は重要です。本市は大規模公園が少ないからエリアでの公園のマネジメントに取り組んでいる背景があります。

市民ワークショップでは、公園をサイズ毎にXS～Lに分類し、XLを設けませんでした。この表現は、本市には大規模公園がないということが感覚的に分かりやすかったと思います。その感覚を引き継いだ表現としたいです。

(委員)

方針部分の「～しよう」という呼びかけの表現は、各方針に市民が関わっていくことを想定しての表現でしょうか？

(事務局)

市民と一緒に考えていくという視点に立っているのですそのような表現としています。

【基本方針②】

(座長)

産業振興課から生産緑地の取得についての指摘もありました。生産緑地については宅地化等様々な課題を抱えており、その指摘を踏まえた表現を考えていく必要があります。

(事務局)

生産緑地の取得を目指すという主旨は、買い取り請求があった場合には生産緑地買い取りの協議に応じるという意味です。その辺りのニュアンスを計画書の中に記述します。

(委員)

小さな生産緑地の買い取り請求があった場合も協議に応じるのですか？

(事務局)

公園の新設は500 m²以上のものを行います。そのため、生産緑地の買い取りの協議も500 m²

以上の場合とします。

【基本方針③】

(座長)

リニューアルの際には、市民協働で進めるという記述がありますが、具体的な進め方などの公園配置計画に盛り込むことは難しいですか？

(事務局)

今回は公園配置計画が主題なので、市民協働の具体的な進め方については計画の中で記述していません。現状でも遊具などのリニューアルを行う際には、市民と対話しながら、市民協働で進めることを意識しています。

(委員)

各方針に該当することですが、市民の意見という言葉では要望陳情しているように感じてしまいます。もう少し前向きな表現として、市民のアイデアという表現はどうでしょうか。

【基本方針④】

(委員)

行政がサービスを行う主体ではなく、市民主体で活動を実現していくという視点に立って、言葉の表現等を再度見直す必要があると思います。

【基本方針⑤】

(座長)

公園実態調査を通して、XS サイズの公園の利用がみられなかったことが分かっています。また、そのこと以上に XS サイズの公園の活用方法もすぐにはイメージできなかったことが大きな課題です。

市民協働で小規模公園や緑地の活用を進めていく一方で、小規模な公園や緑地をこれ以上増やすことなく金銭納付を認めていく仕組みづくりが必要です。

また、開発の申請の際に、公園の中心を起点にするのか端にするのかで手続きが変わってきますので、それらの手続き方法は事務局で整理してください。

(事務局)

開発地域というエリアからみて、100mの位置に公園があれば金銭納付の協議を進める方針です。

◆4章

(座長)

小規模緑地・公園の活用の仕組みは、公園の規模を限定する必要があるのでしょうか。公園の規模を限定しない方が、本市における市民協働の公園づくりが進むと考えます。

また、市民協働における公園活用の仕組みの図は3章にも掲載した方が良いと思います。
了

・第4回 議事録

会議の名称	平成28年度 第4回 西東京市公園市民懇談会
開催日時	平成 30 年 2 月 7 日 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
開催場所	エコプラザ西東京 多目的室
出席者	委員:伊藤委員(座長)、水井委員、池田委員、榎本委員、大矢委員 指定管理者:西東京の公園・西武パートナーズ(NPO birth) 磯脇 事務局:みどり環境部長 松川、みどり公園課長 森下、課長補佐 高井、 公園計画係長 安達、公園計画係担当 高島、高橋 委託業者:株式会社 studio-L 塩成
議 事	1 開会 2 公園配置計画(案)について 3 パブリックコメントの報告 4 その他 5 閉会
会議資料 の 名 称	・資料1:西東京市公園市民懇談会設置要綱 ・資料2:西東京市公園配置計画(案) ・資料3:西東京市公園配置計画修正一覧 ・資料4:資料編(用語解説) ・資料5:パブリックコメント一覧
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○開会	
(座長)	
～あいさつ、出席者の確認～	
(事務局)	
～資料確認～	
○事務局より挨拶	
(事務局)	
公園への調査・市民懇談会・ワークショップを経て 12 月に公園配置計画の素案の作成をおこない、パブリックコメントを行いました。今回はそこでの意見も紹介しながら、最終的な配置計画としてまとめていきたいと思っております。よろしくお願いします。	

○配布資料の確認

配布資料は以下となります。

- ・資料1:西東京市公園市民懇談会設置要綱
- ・資料2:公園配置計画(案)
- ・資料3:公園配置計画修正一覧
- ・資料4:資料編(用語解説)
- ・資料5:パブリックコメント一覧

○西東京市公園配置計画(案)について

(事務局)

前回の市民懇談会をふまえ、若干の変更がありますので、主な変更点を紹介していきたいと思えます。P48 の下から 2 行目「500 m²未満であつても～」の部分、P81-P82 に市民のみなさんのアクションとしてパークマルシェとハーブガーデンのプロジェクトを追加しています。あわせて資料 3 の修正一覧もご覧ください。

(事務局)

補足として、修正一覧に記載されている内容は、パブリックコメントの実施と並行して庁内の関係部署メンバーを中心に配置計画案の中身を精査した結果です。また加えて修正一覧には記載がありませんが、P85 の上から 3 行目「公園空白地区の割合は 9.6%」という一文も追加しています。

○西東京市公園配置計画(案)についての質疑応答

(座長)

以前あった議事録についての委員に関する修正は反映されていますか。

(事務局)

今回は反映されていません。今後修正します。

(委員)

P57 の図 3.4 について、近隣の住民や引っ越してきた人が公園についてより関われる働きかけが事務局からあると良いと思います。

(座長)

図 3.4 の応募市民は市民ワークショップで現在手をあげて動き始めている人と、その活動を見て「自分たちもやってみたい」と思うような人の二種類の表現ができると良いと思います。また、事務局というワードが出てきましたが、指定管理区域外での活動になった際、どこが事務局になるか不明

瞭なため課題です。また本委員会は 2 年間のため、事務局の検討をする場自体がどこで担保されるかも不明瞭です。指定管理区域は P58 の 2 段落目の最後に「公園管理者による市民協働担当を配置し、行政とも連動しながら市民活動の支援をおこなっています」と記載があります。この文章は「～支援をおこなっており、さらなる充実を図っていく」というような表現とし、こういったキーワードになるような箇所をゴシック体等で強調できると良いのではないのでしょうか。

(委員)

P53 の西原自然公園の写真ですが、さらに 2 枚写真を加えていただき、より良質な公園であることがわかるようにしてください。

(事務局)

事務局に写真をお送りいただければ掲載します。

(委員)

子育て世代はこれほど細かくて分厚い文章は読まないと思います。見た目的にもわかりやすく、何時までに何をするのかといった内容がより具体的に記載されているとわかりやすいと思います。

(事務局)

西東京市の最上位計画である第二次総合計画の予算の骨格には公園配置計画が位置付けられていません。そのため理念的な記述にとどまり、何時までに何をという具体的な内容を明記することは難しいのが現状です。概要版の作成は現在検討中です。

(座長)

総合計画は 10 年の将来を見据えて作成するものなので、どうしても現実とそぐわない点が出てきます。公園の課題を議論し、理念を示しながらこれらの取り組みが必要であることを位置付け、実施している段階です。概要版に関しては、市民の方向けに P57 の図 3.4 を中心にわかりやすく記載されているものと良いです。

(委員)

P29 に指定管理者制度の導入による公園利用拡大と記載されていますが、具体的に中小の公園をどうしていくのかということを記載できないのでしょうか。

(座長)

指定管理者が中小の公園を活用していくとなると、負担が大きくて手が回らない可能性があります。一方で「ひばり日和。」や「花の会」などの市民活動がそこをカバーしていると感じています。その際に、市民と公園管理者が連携し、お互いにプラスになるための方法を動きながら決めていけると良いと思います。

(指定管理者)

小規模公園の活用は、近隣の住民のみなさんに理解してもらうことが容易ではありません。その辺りも慎重に進めていきたいと思っています。

(委員)

P86 に公園の空白地区について記載がありますが、生産緑地(農地)を公園にしていくための積極的な働きかけができるの良いのではないのでしょうか。

(事務局)

基本的には緑を増やしていくという方針で、生産緑地も緑として認識しています。仮に生産緑地が失われていく場合は公園整備を検討します。

(委員)

条例改正も視野にいて小規模公園の金銭納付がもう少し進むと良いのではないのでしょうか。

(事務局)

条例を改正して金銭納付を義務付けることは難しいです。今回の計画では、ご協力いただくという表現で位置付けています。

(座長)

質の高い公園を増やしていくために、XS の公園を活用する方針で話を進めてきましたが、一方でXS の公園が増えることを抑制する仕組みを盛り込む必要性も感じています。

P81-82は新たに動き始めた市民のプロジェクトです。活動する上での課題はそれぞれのプロジェクトにおいて存在します。課題は別の活動をしている団体等と連携することによって解決できることもあります。そういった団体同士のつながりづくりや相談や協議をする事務局のような機能が明確ではありません。例えば、市が協力して市民活動をPRする等の支援があれば活動メンバーにとっては大きな支えになります。ぜひ検討をお願いします。

P101 に市民懇談会の議事録について、委員の名前は(委員)と表記し、座長は(座長)と表記してください。また発言の意図と異なって捉えられている部分等がありましたら、確認いただき事務局に伝えてください。

(委員)

資料編に記載がある用語等は本編と紐付けがあるとわかりやすいので、紐付けについて検討していただけると嬉しいです。

○パブリックコメントの報告について

(事務局)

各種公園の定義、エリア毎の公園の格差、個々の公園に対する具体的な要望、概要版の作成について、東大農場に関わるものなどが挙がっていました。各種公園の定義は計画で対応し、概要版は今後作成を検討していきます。これら全ての質問は市が責任をもって回答します。

○パブリックコメントの報告についての質疑応答

(委員)

東大農場について多くの意見がありますが、市として関わっていく予定はありますか。

(事務局)

東大農場への意見が多かった理由として、パブリックコメントを実施した 12 月議会中に陳情があったことが一因として挙げられます。基本的にはみどり公園課としては関わる予定はありません。

(委員)

西原自然公園の活動が知られていないと感じています。団体で PR をしていますが、人的にも資金的にも限界があります。ぜひ、みどり公園課としても周知に協力してもらえると嬉しいです。

(座長)

様々な団体で PR を行っていますが、それぞれの活動を俯瞰できる情報発信の方法があると良いかもしれません。そういうことをサポートできる事務局が必要だと思います。

○その他

(座長)

市民懇談会は今回で最後です。配置計画は現在(案)ではありますが、最終的な確認は座長に一任していただけますでしょうか。

(委員全員)

一任します。

(座長)

最後に市民懇談会に参加いただいたみなさんの感想を聞かせてください。

(委員)

参加してみて、様々なことを学びました。もっと自分たちの活動を知ってもらい、西東京市の公園がバラエティに富んでいるということを知ってもらえると嬉しいです。

(委員)

子どもがいながら参加させていただきありがとうございました。ひとつの公園にも様々な課題や想いがありました。今回の懇談会に参加したことが後押しになり、子どもたちが公園で遊ぶための会の活動をはじめました。その結果、2箇所の公園が遊びやすくなりました。ありがとうございました。

(委員)

小規模公園・緑地をどうするか、公園空白地区をどうするのかということを市民の協力を得ながら意見交換できたのが良かったです。今後の市の対応に期待しています。

(委員)

幅広いテーマについて意見交換しながらも、座長にうまくまとめていただきました。ありがとうございました。

(指定管理者)

西東京市の市民のモチベーションの高さに驚き、素晴らしいと思いました。管理者としてもみなさんのパワーに負けないよう、より良い公園づくりをしていきたいと思います。

(座長)

市民ワークショップに参加しているみなさんを見て、凄いなと思いました。懇談会についても委員のみなさんが積極的に発言されており、とても有意義な意見交換ができたと感じています。

-了-

5 公園配置計画策定庁内検討委員会について

第1回 公園配置計画策定庁内検討委員会

1. 日 時 平成 29 年 5 月 11 日（木）
2. 議 題
 - (1) 西東京市公園実態調査の報告について
 - (2) 西東京市公園配置計画策定の方向性について
 - (3) スケジュールについて

第2回 公園配置計画策定庁内検討委員会

1. 日 時 平成 29 年 7 月 24 日（月）
2. 議 題
 - (1) 公園配置計画策定概要について
 - (2) 公園空白地域について
 - (3) 西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく金銭納付について
 - (4) 庁内アンケート調査について
 - (5) 公園市民懇談会及び市民ワークショップについて

第3回 公園配置計画策定庁内検討委員会

1. 日 時 平成 29 年 10 月 20 日（金）
2. 議 題
 - (1) 公園配置計画素案について
 - (2) 公園市民懇談会及び市民ワークショップについて

第4回 公園配置計画策定庁内検討委員会

1. 日 時 平成 29 年 11 月 27 日（月）
2. 議 題
 - (1) 公園配置計画（案）について

第5回 公園配置計画策定庁内検討委員会

1. 日 時 平成 30 年 1 月 26 日（金）
2. 議 題
 - (1) 公園配置計画（案）について

西東京市公園配置計画

平成 30 年 3 月

発 行：西東京市 みどり環境部 みどり公園課
〒202-0011
西東京市泉町 3-12-35 エコプラザ西東京
電話 042-438-4045
E mail : kouen@city.nishitokyo.lg.jp